

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

令和元年10月

宮崎県人事委員会





宮人委職第1090号

令和元年10月9日

宮崎県議会議長 丸 山 裕次郎 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣 殿

宮崎県人事委員会

委員長 濱 砂 公 一

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告の実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。



## 目 次

別紙第1 報 告 .....	1
I 職員の給与について	
1 給与勧告の意義と職員の給与決定の基本的な考え方 .....	1
2 県職員の給与の状況 .....	2
3 民間の給与の状況 .....	3
4 県職員給与と民間給与との比較 .....	6
5 国家公務員及び他の都道府県職員との給与比較 .....	7
6 物価・生計費 .....	8
7 国家公務員の給与等に関する人事院の報告及び勧告 .....	8
8 本年の給与の改定等 .....	9
II 公務運営の改善について	
1 人材の確保・育成 .....	12
2 女性職員の育成・登用の推進 .....	13
3 働き方改革と勤務環境の整備 .....	14
4 高齢期職員の雇用問題 .....	20
5 会計年度任用職員制度の適正な運用 .....	20
6 信頼の確保 .....	21
III 勧告実施の要請 .....	22
別紙第2 勧 告 .....	24
別添1 国家公務員の給与等に関する人事院の報告及び勧告 .....	55
別添2 参考資料 .....	61
1 県職員給与関係資料 .....	64
2 民間給与関係資料 .....	103
3 生計費及び労働経済関係資料 .....	118



## 報 告

本委員会は、地方公務員法の定めるところにより、人事行政の専門・中立機関として、人事行政に関する事項及び給与、勤務時間その他の勤務条件等について調査・研究を行い、給与等に関する報告及び勧告を行ってきた。

本年においても、職員の給与及び公務運営上の諸課題について次のとおり検討を行ったので、その概要をここに報告する。

### I 職員の給与について

#### 1 給与勧告の意義と職員の給与決定の基本的な考え方

給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。また、給与勧告を通し、適正な給与を確保することは、人材の確保や労使関係の安定を図り、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるとともに、職員の給与について、県民の理解と納得を得ることにもつながっているものとする。

職員の給与については、地方公務員法の規定により、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定める」とこととされている（均衡の原則）。このため、本委員会は、実地に調査した民間事業の従事者の給与をはじめ、国や他の地方公共団体の職員の給与等を総合的に考慮して、給与水準の改定や給与制度の見直しを行ってきた。

今後とも、職員の給与決定に当たっては、均衡の原則に基づき、地域の民間給与の状況に加え、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与その他の事情を総合的に考慮することが適当であるとする。

## 2 県職員の給与の状況

この報告の対象となる職員は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号。以下「市町村給与条例」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号）の適用を受ける職員（以下Ⅰにおいて「県職員」という。）であり、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職又は医療職の給料表の適用を受けている。

これらの県職員について、本委員会は平成31年4月1日現在で「2019年（平成31年）県職員給与等実態調査」を実施した。県職員の給与の状況については、別添2参考資料のとおりであり、その主な調査結果は、表1のとおりである。

表1 2019年（平成31年）県職員給与等実態調査の概要

給料表の区分	職員数	平均年齢	性別人員構成比		学歴別人員構成比			
			男	女	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全職員	人 14,902	歳 43.2	% 62.7	% 37.3	% 80.2	% 6.2	% 13.0	% 0.6
うち行政職員	4,222	42.3	74.6	25.4	70.0	2.3	25.7	1.9

※1 「行政職員」とは、各給料表の基準となっている行政職給料表の適用を受ける県職員のことである。

※2 学歴別人員構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

給料表の区分	平均給与月額	給料の月額	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	その他
	円	円	円	円	円	円	円
全職員	380,226	352,784	10,308	485	5,363	7,861	3,425
うち行政職員	349,127	322,280	10,970	983	6,144	7,368	1,382

※1 「その他」は、初任給調整手当、特勤手当、へき地手当及び単身赴任手当（基礎額）の合計額である。

※2 各欄の計は、四捨五入の関係で必ずしも平均給与月額とは一致しない。

なお、本県においては、平成18年度の「給与構造改革」や平成27年度の「給与制度の総合的見直し」に基づき、国に準じて、民間賃金水準の低い地域の実情をより反映させるための給料表水準の引下げをはじめとした給与制度全般にわたる見直しを行ってきた。

その結果、表2のとおり、県職員の平均給与月額の水準は、年々下がってきている。

表2 県職員の平均給与月額推移

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
全職員	平均給与月額(円)	407,584	404,040	401,499	398,150	394,896	394,537	392,808
	平均年齢(歳)	42.0	42.4	42.7	42.9	43.0	43.3	43.5
うち 行政職員	平均給与月額(円)	388,034	383,353	380,216	374,886	368,770	368,296	365,004
	平均年齢(歳)	42.6	43.0	43.2	43.2	42.9	43.2	43.1

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
全職員	平均給与月額(円)	391,276	390,221	387,609	387,060	384,677	382,350	380,226
	平均年齢(歳)	43.6	43.7	43.8	43.8	43.7	43.4	43.2
うち 行政職員	平均給与月額(円)	362,686	360,124	356,409	355,175	352,973	351,508	349,127
	平均年齢(歳)	43.2	43.0	42.9	42.8	42.7	42.6	42.3

※1 平均給与月額とは、給料の月額、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当及びその他の合計である。

※2 各年とも4月1日現在の数値である。

### 3 民間の給与の状況

本委員会は、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 383事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した 147事業所を対象（うち調査実施事業所数は 141事業所）として「2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査」を実施した。

この中で、公務に類似すると認められる職務に従事する従業員について、役職段階、学歴、年齢、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、事業所単位に春季給与改定の状況、諸手当及び特別給（ボーナス）の支給状況等について調査した。

民間の給与の状況については、別添2参考資料のとおりであり、その主な調査結果は次のとおりである。

### 〔初任給の状況〕

新規学卒者の採用を行った事業所の割合及び新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、表3に示すとおりである。新規学卒者の採用を行った事業所の割合は大学卒で30.3%（昨年23.9%）、高校卒で36.3%（同29.9%）となっており、いずれも昨年に比べ増加している。

表3 民間における初任給の改定状況等

項目 学歴	新規学卒者の採用を行った事業所の割合					初任給の 平均額 円
	採用 あり	初任給の改定状況			採用 なし	
		増額	据置き	減額		
大学卒	30.3	(20.6)	(79.4)	(0.0)	69.7	187,647
高校卒	36.3	(34.8)	(65.2)	(0.0)	63.7	151,228

※（ ）内は、採用がある事業所を100とした割合である。

### 〔給与改定の状況〕

表4に示すとおり、係員（上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の従業員をいう。以下同じ。）について、ベースアップを実施した事業所の割合は31.8%となっており、昨年（41.0%）に比べて減少している。

表4 民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベア慣行なし
係員	31.8	4.9	0.0	63.4
課長級	26.3	6.5	0.0	67.2

※ 各欄の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

また、表5に示すとおり、係員について、定期的に行われている昇給を実施した事業所の割合は90.0%と昨年（91.1%）に比べてやや減少しているものの、9割の民間事業所で定期昇給が実施されている。

昇給額については、昨年より増額となっている事業所の割合は20.6%と昨年（19.9%）に比べてやや増加し、減額となっている事業所の割合も6.2%と昨年（4.6%）に比べて増加している。

表5 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職 段階	定期昇給 制度あり	定期昇給				定期昇給 停止	定期昇給 制度なし
		実 施	増額	減額	変化なし		
	%	%	%	%	%	%	%
係員	90.0	90.0	20.6	6.2	63.3	0.0	10.0
課長級	85.2	85.2	18.7	6.4	60.2	0.0	14.8

※1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

※2 各欄の計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

### 【特別給の支給状況】

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた所定内給与月額に対する特別給（ボーナス）の支給割合は、表6に示すとおり4.46月分に相当している。

表6 民間における特別給の支給状況

項	目	金額等
平均所定内給与月額	下半期（A1）	302,537円
	上半期（A2）	289,044円
特別給の支給額	下半期（B1）	675,056円
	上半期（B2）	644,257円
特別給の支給割合	下半期（B1/A1）	2.23月分
	上半期（B2/A2）	2.23月分
	年間計	4.46月分

※1 下半期とは平成30年8月から平成31年1月まで、上半期とは同年2月から令和元年7月までの期間をいう。

※2 所定内給与月額は、特別給の支給された月の決まって支給する給与の支給総額から時間外手当総額を除いた額である。

## 4 県職員給与と民間給与との比較

### (1) 月例給

県職員と民間との給与比較について、本委員会は、前記2の「2019年(平成31年)県職員給与等実態調査」及び前記3の「2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務においては行政職給料表適用職員、民間においてはこれと類似すると認められる職種の従業員について、役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較(ラスパイレス方式)を行った。その結果、表7に示すとおり、県職員の給与が民間給与を510円(0.14%)下回っている。

表7 県職員給与と民間給与との較差

民間の給与(A)	県職員の給与(B)	較差(A-B) $\left[ \frac{(A-B)}{B} \times 100 \right]$
354,963円	354,453円	510円 (0.14%)

※ 民間、県職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

なお、県職員と民間との比較に当たって使用した給与種目は、表8のとおりである。

表8 公民比較における比較給与費目

民間給与	県職員給与
きまって支給する給与(※1)から時間外手当(※2)及び通勤手当を除いたもの	給料の月額(給料の調整額及び給与制度の見直しに伴う経過措置として支給されている差額を含む。)、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当

※1 職種別民間給与実態調査における「きまって支給する給与」をいい、基本給、家族手当、地域手当、通勤手当、住宅手当、役付手当等名称のいかんを問わず月ごとに支給される全ての給与をいう。

※2 職種別民間給与実態調査における「時間外手当」をいい、超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当をいう。

### (2) 特別給

県職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数は4.45月であるが、民間の支給割合は前述のとおり4.46月分となっている。

## 5 国家公務員及び他の都道府県職員との給与比較

国家公務員と地方公務員との給与水準の比較については、諸手当を含まず、給料月額を学歴や経験年数を揃えてラスパイレス比較をする方式が定着している。

この方式によると、表9のとおり、国家公務員の俸給月額を100とした場合の本県行政職給料表適用職員の指数は97.8と、2.2ポイント低い。

また、当該指数の都道府県の平均は100.1であり、本県は2.3ポイント低い状況となっている。

表9 都道府県のラスパイレス指数の状況

(平成30年4月1日現在)

宮 崎 県	97.8
都道府県平均指数	100.1
指数分布区分	都道府県数
102以上	2
100以上 102未満	23
98以上 100未満	18
96以上 98未満	3
96未満	1
国	100.0

※ 平成30年地方公務員給与実態調査（総務省）より作成したものである。

※ 「ラスパイレス指数」とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。

次に、全国の国家公務員と県職員とを平均給与月額（単純平均）により比較したところ、表10のとおりとなっている。

なお、国家公務員との給与水準比較については、公民較差の算定の手法により、県内の国家公務員の給与（諸手当を含む。）と比較する方法も考えられるが、比較対象数が少ない等の様々な課題がある。

表10 県職員と国家公務員の平均給与月額等の比較

区 分	年齢	平均給与月額						
		給料の月額 (俸給の月額)	扶養手当	地域手当等	管理職手当 (俸給の特別調整額)	住居手当	その他	
県職員(行政職給料表適用職員)(A)	43.0	354,426	327,028	11,311	979	6,359	7,326	1,423
国家公務員(行政職俸給表(一)適用職員)(B)	43.4	411,123	329,433	10,059	43,540	12,659	6,121	9,311
差(A-B)	△0.4	△56,697	△2,405	1,252	△42,561	△6,300	1,205	△7,888

※県職員、国家公務員ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

※「給料の月額」は、給料の調整額及び給与制度の見直しに伴う経過措置として支給されている差額を含む。

※「その他」は、初任給調整手当、特勤手当、へき地手当及び単身赴任手当(基礎額)等の合計額である。

※各欄の合計は、四捨五入の関係で平均給与月額と一致しない場合がある。

## 6 物価・生計費

### (1) 物価指数

本年4月の消費者物価指数(総務省統計局)は、昨年同月に比べ、全国においては0.9%、宮崎市においては0.8%それぞれ上昇している。

### (2) 標準生計費

本委員会が家計調査(総務省統計局)を基礎に算定した本年4月の宮崎市における標準生計費は、2人世帯で116,966円、3人世帯で147,741円、4人世帯で178,511円となっている。

## 7 国家公務員の給与等に関する人事院の報告及び勧告

人事院においては、本年8月7日、国会及び内閣に対して国家公務員の給与等に関する報告及び勧告(以下「人事院勧告」という。)を行ったところである。

この中で、本年の官民較差に基づく給与改定については、民間給与との387円の較差(0.09%)を埋めるため、平均0.1%の俸給表の引き上げを行い、本年4月に遡及して実施することとする報告及び勧告がなされたところである。

併せて特別給について民間の特別給の支給水準に均衡するよう支給月数を0.05月分引き上げる等の報告及び勧告がなされている。

また、住居手当に関し、公務員宿舎の使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、民間における住宅手当の支給状況等を踏まえ、最高支給限度額を1,000円引き上げる等の勧告がなされている。

なお、本年の人事院勧告の概要は、別添1のとおりである。

## **8 本年の給与の改定等**

### **(1) 改定の考え方**

本委員会における県職員の給与改定に係る基本的考え方については冒頭に述べたとおり、地方公務員法に定める「均衡の原則」に基づくこととしている。

また、この均衡の原則については、「地方公務員の給与のあり方に関する研究会報告書」（平成18年3月）において、「給与制度については、国家公務員の給与制度を基本とすべきこと」、「給与水準については、地域の民間給与をより重視して均衡の原則を適用すべきこと」、さらに、「仮に民間給与が著しく高い地域であったとしても、それぞれの地域における国家公務員の給与水準をその地域の地方公務員の給与の水準決定の目安とすべきこと」などの考え方が示され、国もこの考え方に立って技術的助言等を行っているところである。

そのため、本年においても、例年同様、このような考え方に基づき、県職員の給与決定の要素となる民間従業員、国家公務員及び他の都道府県職員の給与並びに物価・生計費等の状況を踏まえ、次のとおり、県職員の給与を改定する必要があると判断した。

## (2) 改定の内容

### ア 月例給

本年4月の月例給における県職員給与と民間給与との比較を見ると、前記4(1)のとおり県職員給与が民間給与を510円(0.14%)下回っている。また、県職員給与と国家公務員及び他の都道府県職員給与との比較を見ると、前記5のとおり昨年4月1日時点におけるラスパイレス指数は、県職員は97.8(全都道府県平均100.1)と低い水準にあるなど、県職員の給与水準が、民間並びに国家公務員及び他の都道府県職員の給与水準を下回っている。

これらのことから、本年においては、月例給を引き上げる必要がある。

なお、引上げに当たっては、本年の人事院勧告の内容を踏まえ、次のとおり改定することが適当である。

#### [給料表]

行政職給料表について、人事院勧告の改定内容(民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験(大卒程度)等の初任給を1,500円、一般職試験(高卒者)の初任給を2,000円、それぞれ引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定)に準じて引き上げる必要がある。

また、行政職給料表以外の各給料表(給与条例教育職給料表及び市町村給与条例教育職給料表を除く。)についても、行政職給料表との均衡を基本として、人事院勧告の改定内容に準じて改定する必要がある。

なお、給与条例教育職給料表及び市町村給与条例教育職給料表については、全国人事委員会連合会において作成された参考モデル給料表に基づいて改定することが適当である。

## イ 特別給

前記 4 (2) のとおり民間の支給割合は4.46月分であり、現在の  
本県の支給月数は4.45月で、概ね均衡していることから、本年は  
特別給の改定を行わないことが適当である。

なお、月例給の改定により、行政職給料表適用職員の平均年間給  
与は、改定前に比べ約7,000円(0.12%)増加することになる。

## ウ 住居手当

住居手当について、人事院勧告の改定内容に準じて、令和2年  
4月から、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上  
げ、最高支給限度額を1,000円引き上げることが適当である。

なお、当該住居手当の改定に当たっては、国の経過措置の内容  
を踏まえつつ、県職員の住居手当の受給状況や異動の実態といっ  
た本県の実情を考慮し、3年間、所要の経過措置を実施する必要  
がある。

## Ⅱ 公務運営の改善について

### 1 人材の確保・育成

本格的な少子高齢・人口減少社会を迎え、社会経済情勢が大きく変化する中、新たな行政需要や多様化する県民ニーズに迅速かつ的確に対応していくためには、優れた資質と公務に対する強い意欲を持った有為な人材を確保・育成するとともに、これらの人材を最大限有効に活用してより効率的な行政運営を進めていくことが重要である。

人材の確保については、大学等での説明会や学生等との意見交換会の実施、志望者に対する相談対応の充実、技術系職種受験負担の軽減等により、多様で有為な人材の確保に努めているところである。

しかしながら、少子化に伴う受験年齢人口の減少、民間企業の雇用情勢の影響、国や他の地方公共団体との競合等により、十分な受験者を確保することが非常に厳しい状況となっている。

このため、より一層各任命権者と連携を図りながら、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を活用するなど、高校生や大学1、2年生も対象とした効果的な啓発・広報活動を実施し、県職員の魅力や仕事のやりがいを広く発信していく必要がある。

また、今後とも、採用試験に係る実施方法や試験会場等について、社会情勢の変化に対応した見直しを積極的に行う必要がある。

障がい者の採用については、選考対象者の見直し等を行ったところであるが、採用後も安定的にその能力が発揮できるよう、障がいの内容及び程度に応じて、適切な合理的配慮が必要である。

人材の育成については、限られた人員の下、効率的な行政運営を進めていくために、職員の自己啓発等の支援を充実させるとともに、職員一人ひとりの意欲や能力を高めるための研修を実施するなど、継続

的かつ計画的な人材の育成を推進していく必要がある。

人事評価制度については、本格実施から4年目を迎えたところであり、引き続き、運用状況の検証、評価者の評価スキル向上、被評価者の意識向上等に努め、当該制度が十分に機能し、効果的な人材育成や組織の活性化等につながるよう、今後とも適切に取り組んでいく必要がある。

また、来年度から導入される会計年度任用職員についても、当該制度を活用して、意欲や能力の向上等、人材育成を図る必要がある。

## 2 女性職員の育成・登用の推進

本県では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合う社会を実現することを目指し、「第3次みやざき男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会づくりに向けた様々な取組が進められている。

県の政策・方針決定過程への女性の参画拡大については、多様で高度化する県民ニーズに適切に対応できるとともに、県民本位の行政を実現するためにも積極的に取り組む必要がある。

また、県においては、「県庁職員子育て・女性応援プラン」を策定しており、今後とも事業主としての責務を含め、効果的な取組を推進していく必要がある。

このため、各任命権者においては、意欲と能力のある女性職員が活躍できるよう、スキル向上に資するマネジメント研修やキャリア形成のための支援を充実させるとともに、幹部等ポストへの登用や幅広い分野への配置を行うなど、今後とも、より一層積極的に取り組んでいく必要がある。

### 3 働き方改革と勤務環境の整備

限られた人員と財源の中で、多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応し、効率的でより質の高い行政サービスを提供していくためには、職員一人ひとりが心身ともに健康で、公私ともに充実した生活を実現し、意欲をもって働けるように取組を進め、全ての職員がその能力を十分に発揮することが重要である。

このような中、本年4月には、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が施行され、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現に向けた様々な取組が広がっているところである。

本県でも、各任命権者において、働き方改革に関する様々な取組が行われているが、有為な人材の確保を図る観点からも、今後とも、その意識を高め、長時間労働の是正や個々の事情に応じた柔軟な働き方の推進に取り組むとともに、職員が心身の健康を保ちながら働くことのできる勤務環境の整備を図る必要がある。

#### (1) 長時間労働の是正

##### ア 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の心身の健康の保持、公務能率の向上、労働意欲の維持等に加え、ワーク・ライフ・バランス推進の観点からも、組織を挙げて取り組む必要のある重要な課題である。

国においては、本年4月から、超過勤務を命ずる時間等に上限を設けるとともに、長時間の超過勤務を行った職員に対しては、職員からの申出がなくとも医師による面接指導を行うことが義務付けられている。

本県においても、本年4月に、時間外勤務命令を行うことがで

きる上限を原則として1箇月につき45時間、1年につき360時間と設定し、各任命権者においてその適切な対応が求められる中で、業務の効率化の推進や一斉定時退庁日の実施等の取組を進めているところであるが、依然として時間外勤務の多い部署があり、上限時間を超えている職員も見受けられる。

このような状況を踏まえ、各所属においては、時間外勤務の事前命令の徹底、勤務時間の適正な把握、業務の的確な進行管理等、マネジメントの強化を図り、組織全体として業務量の削減や合理化・平準化に取り組む必要がある。これらの取組を進めてもなお恒常的に長時間の時間外勤務を行わざるを得ない場合には、人員配置の見直しを検討することが求められる。

## **イ 教員の業務負担の軽減**

教員が児童・生徒と向き合う時間を確保し、効果的で質の高い教育活動を行っていくためには、学校における働き方を見直し、教員がやりがいと誇りを持って能力を発揮できる環境を整備することが極めて重要である。

文部科学省においては、学校における働き方改革として、昨年2月、部活動指導員やサポートスタッフ等の充実を推進し、業務の役割分担・適正化を図ること等を通知するとともに、本年1月には、正規の勤務時間を除く在校等時間が原則として1箇月につき45時間を超えないようにすること等を目安として示したところである。

一方で、県教育委員会が昨年10月に実施した調査では、この文部科学省の上限目安時間を超えて時間外業務を行う中学校と高等学校の教員が全体の約6割に達しており、教員の長時間労働は看

過できない深刻な状況にある。

このため、本県においては、本年3月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、学校閉庁日や部活動の休養日等の設定、家庭や地域等との連携による業務の役割分担・適正化等に取り組むとともに、全ての県立学校において出退勤時刻の把握等が可能なグループウェアのシステムを導入するなど、業務改善や勤務時間管理の徹底等を図っているところである。

今後とも、県教育委員会においては、市町村教育委員会とも連携し、文部科学省の指針等を踏まえ、教員の適切な勤務環境の整備に向けた実効性のある取組を強く推進するとともに、学校においては、学校全体で働き方に関する意識改革を進め、保護者や地域の理解と協力を得ながら、教員の業務負担の軽減に着実に取り組む必要がある。

## **ウ 年次休暇等の取得促進**

年次休暇等の取得は、職員の心身の疲労を回復し、ゆとりある生活をもたらすことから、公務能率の向上はもとより、ワーク・ライフ・バランスの実現を図る上でも重要である。

労働基準法の改正により、本年4月から、全ての企業において、年10日以上の子次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられたことを踏まえ、国家公務員についても年次休暇を5日以上確実に取得することができるよう配慮することとされた。

本県においては、特定事業主行動計画の中で年次休暇の取得目標を設定し、各任命権者において積極的に取得促進に取り組んで

おり、平均取得日数は増加傾向にあるものの、依然として取得日数が5日未満の職員が見受けられる。

このような状況を踏まえ、各所属においては、まずは管理監督者自身が率先して休暇を取得すること等により、より一層職員が休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めるとともに、各職員の取得状況を確認しながら、計画的な年次休暇等の取得をさらに促進する必要がある。

## **(2) 個々の事情に応じた柔軟な働き方の推進**

### **ア 子育て・介護と仕事の両立支援**

誰もが活躍できる社会の実現を国全体で目指す中、子育てや介護を行う者の負担軽減が課題となっており、これらの職員がそれぞれの事情に応じて職務に従事できるよう、周りの職員の理解と協力を含め、勤務環境の整備を図ることが極めて重要である。

これまで、各任命権者において、子育てや介護を行う職員の早出遅出勤務、介護休暇の分割取得、介護部分休暇等の各種支援制度が整備拡充されてきたところであるが、男性職員による育児休業等の取得は低調であり、介護のための支援制度の利用者も少ない状況にある。

このような状況を踏まえ、各任命権者においては、これらの支援制度がより有効に活用されるよう、職員への周知に努めるとともに、管理監督者をはじめ、職場全体の理解を促進し、業務のサポート体制を確立することが求められる。

### **イ 柔軟で効率的な働き方の推進**

子育てや介護に留まらず、障がいの有するなど、様々な条件下

にある職員がその能力を十分に発揮するためには、多様な時間や場所において働ける勤務環境の整備が重要である。

国においては、原則として全ての職員をフレックスタイム制の対象としているほか、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークの環境整備を図っている。

本県においても、各任命権者において、朝型勤務の実施期間の拡大やテレビ会議の活用、サテライトオフィスの試行等に取り組んでいるところである。

今後とも、勤務時間の弾力化やテレワーク環境の充実等、柔軟で効率的な働き方を推進することが求められる。

### (3) 心身の健康づくり

職員が心身ともに健康であることは、職員自身やその家族にとってはもちろんのこと、公務において職員が能力を十分に発揮するためにも重要である。

本県では、長時間勤務を行った職員に対する面談やメンタルヘルス研修を実施するなど、職員の心身の不調の未然防止に取り組んでおり、また、本年7月には、職員の健康づくりを戦略的に実践することにより生産性の向上等を目指す「健康経営」を推進するため「健康県庁」宣言を発表し、食生活の改善の促進や運動の習慣化を図るなど、職員の健康保持・増進のための取組を進めているところである。

一方で、心の病気が原因で休職する者の割合が休職者全体の6割以上を占める状況が続いており、また、知事部局の平成30年実施の定期健康診断において、45歳以上の職員の有所見率が9割超、その他の世代においても8割超の高い状況にあるなど、心身の健康づく

りが大きな課題となっている。

今後とも、各任命権者においては、定期健康診断の全員受診の徹底や要医療者への精密検査の受診勧奨等、職員の健康保持・増進に取り組むとともに、心の健康については、ストレスチェック制度の活用等による不調の未然防止、医師面接の勧奨等による早期発見・早期治療、さらには、休職した職員の職場への復帰支援、再発防止といったそれぞれの場面における適切な対策に取り組むなど、職員が心身ともに健康で働くことのできる職場づくりに積極的に取り組む必要がある。

#### **(4) ハラスメント防止対策**

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力発揮を妨げるとともに、職場の運営にも支障をもたらすものであり、ハラスメントのない安心して働くことのできる職場環境づくりが極めて重要である。

国においては、本年5月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律が成立し、パワー・ハラスメント防止対策が法制化されるとともに、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントを含むハラスメントに起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務の明確化等、防止対策の強化が講じられた。

本県でも、各任命権者において、所属長への指導や職員への研修及び相談体制の充実を図ってきており、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等についても要綱に規定するなど、取組の強化に努めているところである。

今後とも、各任命権者においては、ハラスメントに関する正しい

理解の促進や日頃から相談しやすい体制づくりに努めるなど、引き続き、その防止対策に取り組む必要がある。

#### **4 高齢期職員の雇用問題**

人事院は、昨年8月、国会及び内閣に対して、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行い、定年の引上げに当たっては、民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60歳超の職員の年間給与を60歳前の7割水準に設定すること、能力・実績に基づく人事管理を徹底し、役職定年制の導入により組織活力を維持すること、短時間勤務制の導入により、60歳超の職員の多様な働き方を実現すること等について言及した。

国家公務員の定年引上げについては、現在、政府において、検討が行われており、人事院は、早期実施について改めて要請を行ったところである。

地方公務員の定年については、国家公務員の定年を基準として条例で定めるものとされていることから、今後の法制化の状況や他の地方公共団体の動向等を注視しながら、本県における高齢期職員の雇用をめぐる様々な課題について検討していく必要がある。

#### **5 会計年度任用職員制度の適正な運用**

本県では、現在、平成29年5月に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に基づき、令和2年4月1日の会計年度任用職員制度の導入に向けた準備が進められているが、同法の趣旨や国から提示された事務処理マニュアル等を踏まえ、適正な制度の運用を図る必要がある。

## 6 信頼の確保

県民本位の県政を推進し、的確に行政課題に取り組んでいくためには、職員一人ひとりが改めて全体の奉仕者としての強い自覚を持ち、公務の内外を問わず、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識し、公務員倫理、服務規律の保持に努めることが重要である。

本委員会では、公務員倫理の向上と職員の意識改革の徹底について繰り返し言及しているが、今なお、県民の信頼を損なう不祥事が後を絶たず、本年度においても、免職となる懲戒処分が発生するなど、極めて憂慮すべき状況となっている。

このため、各任命権者においては、このような現状を重く受け止め、不祥事の根絶に向けて、平素からの指導をさらに徹底するとともに、再発防止のための研修や啓発を通じて、これまで以上に職員の法令遵守及び服務規律の保持に万全を期し、県民の信頼の回復に努めていく必要がある。

知事部局では、平成29年6月に公布された地方自治法等の一部を改正する法律に基づき、令和2年4月1日からの内部統制制度の導入に向けた準備が進められているところであるが、適正な事務の管理及び執行を確保するため、効果的な制度の実施を図る必要がある。

### Ⅲ 勧告実施の要請

本委員会が人事行政の専門・中立機関として、人事行政に関する事項及び給与、勤務時間その他の勤務条件等について調査・研究した内容は、以上のとおりである。

その結果、本年は、月例給の引上げ及び住居手当の見直しについて勧告を行うこととした。

職員の給与をはじめとする勤務条件については、県民の理解と納得を得られるよう、社会一般の情勢に適応させることが必要であり、県内民間給与の状況や人事院勧告、国や他の地方公共団体の状況等を総合的に踏まえた勧告内容としたところである。

近年、行政需要が増大・複雑化する中で、効率的で質の高い行政サービスを提供するため、職員は高い士気と責任感を持ちながら日々職務に精励している。今後とも、こうした職員の努力や実績に報いるよう努めるとともに、職員が意欲を持って働くことのできる職場づくりに取り組むことが重要である。

議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度が果たしている役割を理解され、別紙第2の勧告を実施されるよう要請する。



## 勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号）を改正することを勧告します。

### 1 改定の内容

#### (1) 給料表

各給料表を別記のとおり改定すること。

#### (2) 住居手当

ア 住居手当は、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給すること。

イ 職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当の支給月額は、家賃の月額と16,000円との差額が11,000円以下の職員についてはその差額、その差額が11,000円を超える職員についてはその超える額の2分の1の額を17,000円を限度として11,000円に加算した額とすること。

### 2 改定の実施時期等

#### (1) 改定の実施時期

ア 給料表の改定は、平成31年4月1日から実施すること。

イ 住居手当の改定は、令和2年4月1日から実施すること。

## **(2) 住居手当の支給に関する経過措置**

令和2年3月31日において職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当を支給されていた職員であって、1の(2)の改定に伴い、当該住居手当の支給月額が減額となる職員等については、国の経過措置の内容を踏まえつつ、本県の実情を考慮し、同年4月1日から令和5年3月31日までの間、住居手当の支給に関し所要の経過措置を実施すること。

別記

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
再任	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
用職	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
員以	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
外の	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
職員	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
再任	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
用職	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
員以	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
外の	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
職員	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	85	円 243,500	円 292,100	円 339,100	円 377,700	円 391,000	円 410,200	円	円	円
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300				
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600				
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
	94		294,900	342,600	381,500					
	95		295,200	343,100	381,900					
	96		295,600	343,500	382,300					
	97		295,800	343,700	382,600					
	98		296,100	344,100	383,100					
	99		296,500	344,500	383,500					
	100		296,900	344,800	383,900					
	101		297,100	345,100	384,200					
	102		297,400	345,500						
	103		297,800	345,900						
	104		298,100	346,300						
	105		298,300	346,800						
	106		298,600	347,200						
	107		299,000	347,600						
	108		299,300	348,000						
	109		299,500	348,500						
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								
再任 用職 員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、職員の給与に関する条例第9条及び附則第2項に規定する職員を除く。

公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	185,600	211,600	251,300	294,300	320,200	347,600	381,900	422,800
	2	171,600	187,300	213,600	253,100	296,100	322,400	349,800	384,100	424,600
	3	173,400	189,100	215,600	254,900	298,200	324,500	352,100	386,000	426,500
	4	175,100	190,900	217,600	256,700	300,500	326,500	354,300	388,100	428,400
	5	176,500	192,700	219,600	258,400	302,200	328,700	356,300	389,800	429,800
	6	178,400	195,000	221,400	260,200	304,300	330,600	358,400	391,800	431,500
	7	180,200	197,300	223,400	261,800	306,300	332,800	360,600	393,600	433,100
	8	182,100	199,600	225,300	263,500	308,400	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	183,700	201,600	227,400	264,800	310,300	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	185,400	204,200	229,200	266,400	312,500	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	187,100	206,700	231,000	267,700	314,600	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	188,800	209,200	232,800	269,000	316,600	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	190,600	211,400	234,600	270,400	318,700	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	192,700	213,200	236,500	271,800	320,700	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	194,800	215,000	238,400	272,900	322,800	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	196,900	216,800	240,300	274,200	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	199,000	218,700	241,800	274,900	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	201,400	220,400	243,600	276,300	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	203,800	222,300	245,400	277,700	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	206,200	224,100	247,200	279,000	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	208,600	225,800	248,800	280,300	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	210,400	227,600	250,200	281,500	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	212,100	229,400	251,400	282,800	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	213,900	231,200	252,700	284,300	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	215,800	232,800	254,000	285,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	217,500	234,500	255,200	287,200	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	219,300	236,200	256,500	289,200	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	221,000	237,900	257,700	291,200	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	222,900	239,100	258,800	293,100	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	224,700	240,900	259,900	295,000	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	226,500	242,700	261,100	296,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	228,300	244,500	262,200	298,500	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	229,900	245,900	262,700	300,200	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	231,600	247,400	263,900	301,900	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	233,300	248,700	265,000	303,700	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	235,000	250,100	266,000	305,400	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	236,200	251,400	266,800	307,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	238,000	252,700	268,000	308,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	239,800	253,900	269,000	310,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
40	241,600	255,100	270,000	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500	

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	41	243,000	256,200	271,200	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	244,400	257,400	272,400	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	245,700	258,400	273,700	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	246,900	259,500	274,900	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
	45	248,200	260,100	276,000	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	46	249,300	261,200	277,400	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
	47	250,300	262,300	278,700	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
	48	251,200	263,400	280,100	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	
	49	252,000	264,200	281,900	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	
	50	253,100	265,400	283,600	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	
	51	254,200	266,400	285,100	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	
	52	255,300	267,500	286,500	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	
	53	255,800	268,700	288,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	
	54	257,000	269,500	289,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	
	55	257,900	270,900	291,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
	56	259,000	272,100	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	
	57	259,900	273,100	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	
再任	58	260,900	274,600	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	
用職	59	261,700	275,800	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	
員以	60	262,700	277,200	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	
外の	61	263,800	278,800	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800	
職員	62	264,500	280,400	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300		
	63	265,600	281,700	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600		
	64	266,500	283,200	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900		
	65	267,600	284,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200		
	66	268,800	285,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500		
	67	269,800	287,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800		
	68	270,700	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100		
	69	271,900	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300		
	70	273,300	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600		
	71	274,500	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900		
	72	275,800	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200		
	73	277,000	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400		
	74	278,200	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700		
	75	279,500	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000		
	76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300		
	77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500		
	78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800		
	79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100		
	80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400		

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	81	円 286,100	円 306,600	円 331,700	円 374,700	円 411,200	円 422,200	円 439,600	円	円
	82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900		
	83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200		
	84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500		
	85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700		
	86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500			
	87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800			
	88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000			
	89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200			
	90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500			
	91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800			
	92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000			
	93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200			
	94	300,600	324,200	350,600	384,200	416,100				
	95	301,700	325,600	352,100	384,800	416,500				
	96	303,000	326,900	353,600	385,300	416,900				
	97	304,100	328,100	354,900	385,700	417,200				
再任	98	305,300	329,400	356,100	386,100	417,600				
用職	99	306,500	330,700	357,200	386,700	418,000				
員以	100	307,700	332,000	358,400	387,200	418,400				
外の	101	308,900	333,400	359,500	387,600	418,700				
職員	102	309,900	334,300	360,600	388,100					
	103	311,000	335,400	361,700	388,700					
	104	312,000	336,600	362,900	389,200					
	105	312,800	337,700	364,100	389,500					
	106	313,400	338,800	364,600	389,900					
	107	314,000	339,800	365,200	390,400					
	108	314,700	340,900	365,800	390,700					
	109	315,200	342,100	366,400	391,000					
	110	315,700	343,100	366,900	391,500					
	111	316,200	344,100	367,400	392,000					
	112	316,800	345,000	367,900	392,500					
	113	317,600	345,900	368,300	392,800					
	114	318,300	346,800	368,700	393,300					
	115	319,000	347,800	369,300	393,800					
	116	319,700	348,800	369,800	394,300					
	117	320,300	349,800	370,200	394,600					
	118	321,100	350,300	370,700	395,100					
	119	321,800	350,900	371,300	395,600					
	120	322,600	351,500	371,800	396,100					

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	121	323,200	351,800	372,000	396,500					
	122	323,500	352,200	372,500	397,000					
	123	324,000	352,700	373,000	397,400					
	124	324,500	353,100	373,400	397,900					
	125	324,800	353,500	373,900	398,300					
	126		353,900	374,400	398,800					
	127		354,400	374,900	399,200					
	128		354,800	375,400	399,700					
再任	129		355,200	375,700	400,100					
	130		355,600	376,200	400,600					
用職	131		356,000	376,700	401,000					
	132		356,400	377,200	401,500					
員以	133		356,600	377,500	401,900					
	134		357,100	378,000						
外の	135		357,500	378,400						
	136		357,800	378,800						
職員	137		358,100	379,100						
	138		358,500	379,600						
	139		359,000	380,100						
	140		359,500	380,600						
	141		359,800	380,900						
	142		360,300							
	143		360,800							
	144		361,300							
	145		361,600							
再任 用職 員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考 この表は、警察官に適用する。

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	160,000	204,000	264,100	331,100	416,900
	2	161,500	205,700	266,600	333,300	418,700
	3	163,000	207,300	268,900	335,400	420,500
	4	164,500	209,000	271,200	337,400	422,200
	5	166,100	210,800	273,700	339,600	423,700
	6	168,000	212,400	276,100	341,500	425,200
	7	169,800	214,100	278,300	343,700	427,100
	8	171,600	215,700	280,500	345,800	429,000
	9	173,300	217,500	282,600	347,500	430,800
	10	175,400	219,400	284,900	349,600	432,600
	11	177,400	221,300	287,300	351,700	434,500
	12	179,400	223,200	289,400	353,800	436,300
	13	181,300	224,700	291,800	355,900	438,000
	14	183,500	226,700	293,800	357,900	439,900
	15	185,700	228,700	295,700	359,900	441,700
	16	187,900	230,700	297,700	361,900	443,600
	17	190,100	232,500	299,800	363,500	445,300
	18	192,700	235,200	302,200	365,400	447,100
再任	19	195,200	237,900	304,700	367,200	448,900
	20	197,700	240,600	307,400	369,200	450,700
用職	21	200,200	243,200	309,600	370,800	452,300
	22	201,900	246,000	312,000	372,700	454,000
員以	23	203,600	248,600	314,200	374,500	455,900
	24	205,300	251,300	316,800	376,400	457,600
外の	25	206,800	253,800	319,400	377,700	459,300
	26	208,300	256,200	321,700	379,500	460,900
職員	27	210,000	258,700	323,900	381,300	462,500
	28	211,600	261,000	326,000	383,200	464,000
	29	213,100	263,600	328,200	385,000	465,500
	30	214,800	266,000	329,900	386,900	466,800
	31	216,500	268,200	332,000	388,800	468,100
	32	218,200	270,400	334,000	390,800	469,400
	33	219,600	272,500	335,800	392,500	470,600
	34	221,400	274,700	337,900	394,200	471,300
	35	223,200	276,900	340,000	395,800	472,000
	36	225,000	278,800	342,000	397,600	472,700
	37	226,500	281,100	344,100	398,800	473,300
	38	228,300	283,000	346,200	400,300	
	39	230,100	284,900	348,400	401,700	
	40	231,900	286,900	350,500	403,100	
	41	233,600	288,600	352,400	404,800	
	42	235,300	290,900	354,500	406,200	
	43	236,900	293,200	356,400	407,500	
	44	238,500	295,700	358,500	409,000	

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	239,900	297,700	360,300	410,600	
	46	241,200	300,100	362,300	411,900	
	47	242,500	302,300	364,200	413,400	
	48	243,700	304,900	366,200	415,000	
	49	245,100	307,200	367,800	416,700	
	50	246,600	309,600	369,600	418,100	
	51	247,800	311,900	371,500	419,700	
	52	249,300	314,100	373,500	421,200	
	53	250,400	316,300	375,300	422,900	
	54	251,600	318,300	377,100	424,400	
	55	253,000	320,300	378,900	426,000	
	56	254,000	322,300	380,600	427,600	
	57	255,300	324,200	382,100	429,100	
	58	256,300	326,300	383,700	430,600	
	59	257,400	328,400	385,400	431,800	
	60	258,600	330,400	387,100	433,000	
	61	259,900	332,500	388,300	434,200	
再任	62	260,900	334,600	389,700	435,500	
	63	262,300	336,800	391,100	436,800	
用職	64	263,400	339,000	392,400	438,000	
	65	264,700	340,700	393,800	439,200	
員以	66	266,100	342,900	395,000	440,400	
	67	267,500	344,900	396,400	441,600	
外の	68	269,100	347,100	397,800	442,800	
職員	69	270,500	348,900	399,100	444,000	
	70	271,800	350,800	400,400	445,200	
	71	273,100	352,800	401,800	446,400	
	72	274,400	354,800	403,100	447,600	
	73	275,500	356,400	404,400	448,700	
	74	276,700	358,300	405,800	449,300	
	75	278,000	360,100	407,200	449,800	
	76	279,000	362,000	408,500	450,300	
	77	280,200	363,800	409,700	450,800	
	78	281,400	365,500	410,900		
	79	282,600	367,200	412,200		
	80	283,800	368,800	413,600		
	81	284,900	370,300	414,900		
	82	286,100	371,800	416,100		
	83	287,300	373,300	417,100		
	84	288,500	374,700	418,300		
	85	289,500	375,800	419,500		
	86	290,600	377,200	420,700		
	87	291,600	378,600	421,900		
	88	292,800	379,900	422,900		

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	89	293,900	381,200	424,000		
	90	295,000	382,500	425,000		
	91	296,200	383,700	426,000		
	92	297,400	385,000	427,000		
	93	297,900	386,300	427,900		
	94	298,900	387,400	428,700		
	95	300,000	388,700	429,500		
	96	301,200	389,900	430,300		
	97	302,200	391,300	431,100		
	98	303,300	392,300	431,500		
	99	304,300	393,400	431,900		
	100	305,400	394,400	432,300		
	101	306,300	395,300	432,700		
	102	307,400	396,300	433,000		
	103	308,500	397,400	433,300		
	104	309,500	398,500	433,600		
	105	310,100	399,200	433,900		
再任	106	311,000	400,100	434,200		
	107	311,800	401,000	434,500		
用職	108	312,600	401,900	434,700		
	109	313,500	402,700	434,900		
員以	110	313,900	403,600	435,200		
	111	314,300	404,400	435,500		
	112	314,800	405,200	435,700		
外の	113	315,400	405,800	435,900		
職員	114	315,800	406,500	436,200		
	115	316,300	407,200	436,500		
	116	316,800	407,900	436,700		
	117	317,400	408,500	436,900		
	118	317,900	409,000			
	119	318,300	409,400			
	120	318,800	409,800			
	121	319,300	410,200			
	122	319,700	410,500			
	123	320,200	410,800			
	124	320,700	411,000			
	125	321,300	411,200			
	126	321,600	411,500			
	127	321,900	411,800			
	128	322,200	412,000			
	129	322,400	412,200			
	130	322,700	412,500			
	131	323,000	412,800			
	132	323,300	413,000			

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	133	323,500	413,200			
	134	323,700	413,500			
	135	323,900	413,800			
	136	324,200	414,000			
	137	324,500	414,200			
	138	324,700	414,500			
	139	325,000	414,800			
	140	325,300	415,000			
	141	325,500	415,200			
	142	325,700	415,500			
	143	326,000	415,800			
	144	326,200	416,000			
	145	326,500	416,200			
	146	326,700				
	147	327,000				
	148	327,300				
再任	149	327,500				
	150	327,700				
用職	151	328,000				
	152	328,300				
員以	153	328,500				
	154	328,700				
外の	155	329,000				
	156	329,300				
職員	157	329,500				
	158	329,700				
	159	330,000				
	160	330,300				
	161	330,500				
	162	330,700				
	163	331,000				
	164	331,300				
	165	331,500				
	166	331,700				
	167	332,000				
	168	332,300				
	169	332,500				
	170	332,700				
	171	333,000				
	172	333,300				
	173	333,500				
再任 用職 員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考 (1) この表は、高等学校等に勤務する校長、副校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員の区分	職務の級号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	146,300	195,600	281,800	332,400	388,800
	2	147,400	198,200	284,200	334,600	391,700
	3	148,600	200,600	286,600	336,600	394,300
	4	149,700	203,000	288,900	338,500	397,100
	5	150,800	205,500	291,200	340,300	399,200
	6	152,100	207,800	293,300	342,100	401,900
	7	153,400	210,100	295,300	344,100	404,600
	8	154,700	212,300	297,300	345,900	407,300
	9	155,700	214,400	299,400	347,600	409,800
	10	157,400	216,700	301,900	349,600	412,400
	11	159,000	219,200	304,500	351,700	415,100
	12	160,600	221,500	307,300	353,600	417,900
	13	162,000	223,500	309,400	355,600	420,500
	14	163,900	225,900	311,800	357,500	423,200
	15	165,800	228,300	314,200	359,300	426,000
	16	167,800	230,700	316,900	361,200	428,700
再任	17	169,500	232,900	319,500	362,900	431,200
	18	171,700	235,700	321,700	364,800	433,800
用職	19	173,900	238,600	323,700	366,500	436,300
	20	176,000	241,500	325,700	368,500	438,900
員以	21	178,100	244,000	327,900	370,000	441,400
	22	180,500	246,700	329,600	372,000	444,000
外の	23	182,800	249,200	331,500	373,700	446,600
	24	185,100	251,900	333,300	375,600	449,100
職員	25	187,200	254,600	335,200	377,000	451,300
	26	189,400	257,000	337,100	378,700	453,600
	27	191,500	259,300	338,900	380,600	456,100
	28	193,600	261,500	340,700	382,500	458,600
	29	195,700	264,100	342,600	384,200	461,100
	30	197,300	266,300	344,300	386,100	463,600
	31	199,100	268,200	345,800	388,000	466,100
	32	200,800	270,300	347,500	389,900	468,600
	33	202,600	272,000	348,700	391,500	470,900
	34	204,500	274,000	350,100	393,300	473,300
	35	206,400	276,100	351,400	394,900	475,700
	36	208,300	277,900	352,900	396,700	478,200
	37	209,800	279,800	354,100	397,900	480,600
	38	211,700	281,100	355,500	399,400	483,100
	39	213,600	282,300	356,700	400,800	485,500
	40	215,500	283,800	358,100	402,200	488,000

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	41	217,300	285,200	358,800	403,600	490,300
	42	219,200	286,000	359,900	404,900	492,500
	43	221,100	287,000	361,100	406,400	494,700
	44	223,000	288,000	362,200	408,000	496,900
	45	224,700	288,700	363,300	409,400	498,600
	46	226,600	289,800	364,500	410,600	500,100
	47	228,400	290,900	365,800	412,200	501,700
	48	230,200	292,000	366,900	413,800	503,200
	49	231,900	293,300	368,000	415,100	504,900
	50	233,700	294,500	369,300	416,500	506,300
	51	235,400	295,500	370,600	418,000	507,700
	52	237,100	296,400	371,900	419,400	509,200
	53	238,500	297,600	372,600	420,800	510,300
	54	240,300	298,600	373,600	422,200	511,500
	55	241,900	299,800	374,500	423,600	512,700
	56	243,500	300,700	375,500	425,000	513,900
再任	57	244,700	301,500	376,300	426,100	514,800
	58	245,900	302,600	377,100	427,400	515,800
用職	59	246,900	303,800	377,800	428,800	516,800
	60	247,800	304,900	378,500	430,100	517,800
員以	61	248,800	305,800	379,100	430,900	518,900
	62	249,900	306,900	379,800	431,800	519,800
外の	63	250,800	308,000	380,700	432,800	520,500
	64	251,900	309,100	381,600	433,700	521,200
職員	65	253,100	309,900	382,200	434,600	522,000
	66	254,000	311,000	383,000	435,400	522,800
	67	255,100	311,900	383,800	436,000	523,600
	68	256,000	312,900	384,600	436,800	524,400
	69	256,900	313,900	385,200	437,200	525,100
	70	258,200	314,900	385,900	437,800	525,900
	71	259,500	316,000	386,600	438,300	526,700
	72	260,700	317,100	387,300	438,800	527,500
	73	262,100	317,600	388,000	439,300	528,200
	74	263,500	318,600	388,600		
	75	264,700	319,700	389,200		
	76	265,700	320,800	389,900		
	77	266,800	321,900	390,600		
	78	267,900	322,900	391,200		
	79	269,100	323,800	391,800		
	80	270,000	324,700	392,400		

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	81	271,200	325,800	393,000		
	82	272,500	326,600	393,600		
	83	273,800	327,300	394,200		
	84	275,000	328,100	394,800		
	85	276,100	328,600	395,300		
	86	277,200	329,100	395,800		
	87	278,500	329,600	396,300		
	88	279,700	330,100	397,000		
	89	280,500	330,400	397,400		
	90	281,700	330,900	397,900		
	91	282,700	331,400	398,400		
	92	283,900	331,900	399,100		
	93	284,800	332,200	399,500		
	94	285,800	332,600	400,000		
	95	286,800	333,100	400,500		
	96	287,800	333,600	401,200		
再任	97	288,100	334,100	401,600		
	98	289,000	334,600	402,100		
用職	99	289,700	335,100	402,600		
	100	290,600	335,600	403,300		
員以	101	291,500	336,100	403,700		
	102	292,200	336,600	404,200		
外の	103	292,900	337,100	404,700		
	104	293,600	337,600	405,400		
職員	105	294,300	338,100	405,800		
	106	294,800	338,500			
	107	295,300	339,000			
	108	295,800	339,400			
	109	296,000	339,900			
	110	296,400	340,300			
	111	296,700	340,800			
	112	297,000	341,200			
	113	297,300	341,700			
	114	297,600	342,100			
	115	297,900	342,600			
	116	298,200	343,000			
	117	298,500	343,500			
	118	298,900	343,900			
	119	299,200	344,300			
	120	299,600	344,700			
	121	299,900	345,100			
再任用職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、試験場等に勤務し、試験研究又は調査研究に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
再任	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
用職	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
員以	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
外の	23	327,300	399,700	452,600	517,600
	24	330,600	401,800	454,900	519,500
職員	25	334,100	403,800	456,900	521,200
	26	336,800	406,100	459,200	523,000
	27	339,400	408,300	461,400	524,800
	28	342,000	410,600	463,700	526,600
	29	344,800	412,900	465,800	528,200
	30	346,700	415,000	468,100	530,000
	31	348,900	417,000	470,400	531,800
	32	351,300	419,100	472,600	533,600
	33	353,500	421,000	474,600	535,200
	34	355,800	422,800	476,700	537,000
	35	357,900	424,600	478,800	538,700
	36	360,200	426,600	480,900	540,500
	37	362,400	428,500	483,000	542,100
	38	364,800	430,500	484,800	543,700
	39	367,000	432,400	486,600	545,100
	40	369,000	434,400	488,400	546,700

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	41	371,300	436,200	490,100	548,200
	42	372,500	438,000	491,900	549,600
	43	373,900	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
再任	57	388,600	462,400	513,800	564,600
用職	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
員以	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
外の	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
職員	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
再任	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
用職	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
員以	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
外の	91		483,600		
	92		484,000		
職員	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500
再任	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300
用職	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300
員以	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700
外の	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800
職員	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600
	27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900
	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500
	30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700
	31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900
	32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500
	42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
	43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
	44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
	45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
	46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
	47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
	48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
	49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
	50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
	51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
	52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
	53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
	54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800	
	55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100	
	56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
再任	57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
用職	58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
員以	59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
外の	60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
職員	61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
	62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
	63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
	64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
	65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
	66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900		
	67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600		
	68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200		
	69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600		
	70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100		
	71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600		
	72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100		
	73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700		
	74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200		
	75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800		
	76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400		
	77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900		
	78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400		
	79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900		
	80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400		

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700		
	82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200		
	83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600		
	84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000		
	85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400		
	86		289,500	325,400	346,300	387,900		
	87		289,700	325,600	346,600	388,300		
	88		289,900	326,000	346,900	388,700		
	89		290,300	326,400	347,300	389,100		
	90		290,500	326,800	347,600	389,600		
	91		290,700	327,200	348,000	390,000		
	92		290,900	327,600	348,300	390,400		
再任	93		291,300	327,900	348,700	390,800		
	94		291,500	328,100	349,000			
用職	95		291,700	328,500	349,300			
	96		292,000	328,800	349,600			
員以	97		292,400	329,000	349,900			
	98		292,700	329,300	350,300			
外の	99		292,900	329,600	350,700			
	100		293,200	329,900	351,100			
職員	101		293,500	330,100	351,600			
	102		293,700	330,400	352,000			
	103		293,900	330,800	352,400			
	104		294,200	331,000	352,800			
	105		294,500	331,200	353,300			
	106			331,400				
	107			331,800				
	108			332,000				
	109			332,200				
	110			332,600				
	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200
再任	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400
用職	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200
員以	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300
外の	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900
職員	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800
	28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700
	29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500
	30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200
	31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100
	32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900
	33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600
	34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300
	35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100
	36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800
	37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400
	38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100
	39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900
	40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700
	41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200
	42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700
	43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200
	44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600
	46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700
	47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800
	48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000
	49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300
	50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400
	51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600
	52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700
	53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900
	54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900
	55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000
	56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100
	57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200
	58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700
	59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300
	60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700
	61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300
	62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800
再任	63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200
	64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
用職	65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
	66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
員以	67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
	68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
外の	69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
	70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
職員	71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700	
	72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300	
	73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
	74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
	75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
	76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
	77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000	
	78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600	
	79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100	
	80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	
	81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	
	82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	
	83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600	
	84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900	
	85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200	
	86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700	
	87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200	
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
	94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000	
	95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500	
	96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,900	
	97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300	
	98	285,200	317,300	350,500	368,200		
	99	285,800	317,900	351,000	368,700		
	100	286,700	318,600	351,400	369,200		
	101	287,500	319,000	351,900	369,800		
	102	288,300	319,600	352,300	370,300		
	103	289,100	320,200	352,800	370,800		
	104	289,900	320,800	353,200	371,200		
	105	290,600	321,200	353,500	371,800		
	106	291,100	321,700	354,000	372,300		
再任	107	291,600	322,200	354,400	372,800		
	108	292,100	322,700	354,700	373,300		
用職	109	292,300	323,100	355,200	373,900		
	110	292,600	323,500	355,700	374,300		
員以	111	292,800	323,800	356,200	374,800		
	112	293,200	324,100	356,700	375,300		
外の	113	293,500	324,500	357,200	375,900		
	114	293,700	324,900	357,700			
職員	115	294,100	325,300	358,200			
	116	294,400	325,600	358,600			
	117	294,700	325,800	359,000			
	118	295,000	326,100	359,400			
	119	295,300	326,500	359,900			
	120	295,700	326,700	360,400			
	121	296,000	326,900	360,800			
	122	296,400	327,200	361,300			
	123	296,700	327,500	361,800			
	124	297,100	327,800	362,300			
	125	297,300	328,000	362,600			
	126	297,500	328,300				
	127	297,800	328,700				
	128	298,200	328,900				
	129	298,400	329,100				
	130	298,700	329,300				
	131	299,100	329,700				
	132	299,500	329,900				

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	133	299,700	330,200				
	134	300,000	330,600				
	135	300,400	331,000				
	136	300,700	331,400				
	137	300,900	331,700				
	138	301,200	332,100				
	139	301,600	332,500				
	140	301,900	332,900				
	141	302,100	333,200				
	142	302,500	333,600				
	143	302,900	333,900				
	144	303,200	334,300				
	145	303,400	334,600				
	146	303,600	335,000				
再任	147	303,900	335,400				
	148	304,300	335,800				
用職	149	304,500	336,100				
	150	304,700	336,500				
員以	151	305,000	336,900				
	152	305,300	337,300				
外の	153	305,700	337,600				
	154	305,900					
職員	155	306,100					
	156	306,400					
	157	306,700					
	158	307,000					
	159	307,300					
	160	307,600					
	161	308,000					
	162	308,300					
	163	308,600					
	164	308,900					
	165	309,300					
	166	309,600					
	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
再任 用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

市町村立学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	160,000	175,800	264,100	293,000	406,700
	2	161,500	177,900	266,600	295,600	408,200
	3	163,000	180,000	268,900	298,500	409,700
	4	164,500	182,200	271,200	300,900	411,200
	5	166,100	184,200	273,700	303,400	412,600
	6	168,000	186,400	276,100	305,700	414,000
	7	169,800	188,600	278,300	308,000	415,500
	8	171,600	190,800	280,500	310,400	417,100
	9	173,300	193,000	282,600	312,800	418,500
	10	175,400	195,800	284,900	315,200	419,900
	11	177,400	198,500	287,300	317,900	421,300
	12	179,400	201,200	289,400	320,800	422,600
	13	181,300	204,000	291,800	323,200	423,900
	14	183,500	205,700	293,800	325,100	425,300
	15	185,700	207,300	295,700	327,000	426,700
	16	187,900	209,000	297,700	329,100	428,100
	17	190,100	210,800	299,800	331,100	429,300
再任	18	192,700	212,400	302,200	333,300	430,600
	19	195,200	214,100	304,700	335,400	431,800
用職	20	197,700	215,700	307,400	337,400	433,100
	21	200,200	217,500	309,600	339,600	434,200
	22	201,900	219,400	312,000	341,500	435,400
員以	23	203,600	221,300	314,200	343,700	436,700
	24	205,300	223,200	316,800	345,800	438,000
外の	25	206,800	224,700	319,400	347,500	439,300
	26	208,200	226,700	321,700	349,300	440,500
職員	27	209,800	228,700	323,900	351,200	441,500
	28	211,300	230,700	326,000	353,100	442,600
	29	213,000	232,500	328,200	354,900	443,800
	30	214,700	235,200	329,900	356,700	444,600
	31	216,400	237,900	332,000	358,400	445,400
	32	218,100	240,600	334,000	360,300	446,300
	33	219,400	243,200	335,800	361,600	447,200
	34	221,100	246,000	337,900	363,300	447,700
	35	222,800	248,600	340,000	364,800	448,200
	36	224,500	251,300	342,000	366,600	448,700
	37	225,900	253,800	344,000	368,500	449,200
	38	227,600	256,200	345,900	370,000	449,700
	39	229,300	258,700	347,900	371,300	450,200
	40	231,000	261,000	349,800	372,900	450,700
	41	232,600	263,600	351,300	374,000	451,200
	42	234,300	266,000	353,100	375,400	
	43	235,900	268,200	354,700	376,800	
	44	237,500	270,400	356,400	378,300	

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	239,200	272,500	358,200	379,700	
	46	240,700	274,700	359,900	381,300	
	47	242,000	276,900	361,200	382,900	
	48	243,400	278,800	362,800	384,400	
	49	244,600	281,100	364,000	385,800	
	50	246,000	283,000	365,500	387,300	
	51	247,400	284,900	367,100	388,800	
	52	248,600	286,900	368,700	390,200	
	53	249,700	288,600	370,100	391,400	
	54	251,100	290,900	371,600	392,700	
	55	252,300	293,200	373,100	393,800	
	56	253,300	295,700	374,600	394,900	
	57	254,500	297,700	376,100	396,300	
	58	255,700	300,100	377,500	397,500	
	59	256,800	302,300	378,900	398,700	
	60	258,000	304,900	380,200	400,000	
	61	259,400	307,200	381,100	401,200	
	62	260,200	309,600	382,300	402,200	
再任	63	261,400	311,900	383,500	403,600	
	64	262,300	314,100	384,600	404,900	
用職	65	263,300	316,300	385,500	406,100	
	66	264,700	318,300	386,700	407,200	
員以	67	265,800	320,300	387,700	408,400	
	68	267,100	322,300	388,800	409,500	
外の	69	268,700	324,200	390,000	410,500	
	70	270,200	326,300	391,000	411,700	
職員	71	271,500	328,400	392,100	412,900	
	72	272,900	330,400	393,300	414,100	
	73	273,900	332,500	394,300	414,700	
	74	274,900	334,600	395,400	415,500	
	75	276,100	336,800	396,500	416,200	
	76	277,100	339,000	397,600	416,700	
	77	278,300	340,700	398,500	417,000	
	78	279,400	342,600	399,400	417,400	
	79	280,600	344,300	400,400	417,800	
	80	281,800	346,100	401,400	418,200	
	81	283,000	347,900	402,200	418,500	
	82	283,900	349,700	403,000	418,900	
	83	285,100	351,100	403,700	419,300	
	84	286,300	352,900	404,500	419,600	
	85	287,200	354,100	405,200	419,900	
	86	288,100	355,700	406,000	420,300	
	87	288,800	357,200	406,700	420,700	
	88	289,800	358,700	407,400	421,000	

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	89	290,800	360,000	408,000	421,300	
	90	291,700	361,300	408,700	421,600	
	91	292,600	362,700	409,200	421,900	
	92	293,400	364,100	409,900	422,100	
	93	293,700	365,600	410,300	422,300	
	94	294,400	366,900	410,700		
	95	295,100	368,200	411,000		
	96	295,900	369,400	411,300		
	97	296,700	370,400	411,600		
	98	297,500	371,400	411,900		
	99	298,300	372,400	412,200		
	100	299,000	373,400	412,400		
	101	299,900	374,300	412,600		
	102	300,400	375,300	412,900		
	103	300,900	376,300	413,200		
	104	301,400	377,300	413,400		
	105	301,600	378,100	413,600		
	106	302,000	379,000	413,900		
再任	107	302,300	379,900	414,200		
用職	108	302,500	380,900	414,400		
員以	109	302,700	381,700	414,600		
	110	302,900	382,700	414,900		
	111	303,200	383,700	415,200		
	112	303,500	384,700	415,400		
外の	113	303,700	385,300	415,600		
職員	114	303,900	386,200	415,900		
	115	304,100	387,100	416,200		
	116	304,400	388,000	416,400		
	117	304,700	388,800	416,600		
	118	305,000	389,500			
	119	305,300	390,300			
	120	305,600	391,100			
	121	305,800	391,700			
	122	306,000	392,500			
	123	306,200	393,200			
	124	306,500	393,900			
	125	306,800	394,500			
	126		395,200			
	127		395,700			
	128		396,300			
	129		397,000			
	130		397,600			
	131		398,100			
	132		398,600			

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	133		398,900			
	134		399,200			
	135		399,500			
	136		399,800			
	137		400,100			
	138		400,400			
	139		400,700			
	140		401,000			
再任	141		401,300			
	142		401,600			
用職	143		401,900			
	144		402,200			
員以	145		402,400			
	146		402,700			
外の	147		403,000			
	148		403,200			
職員	149		403,400			
	150		403,700			
	151		404,000			
	152		404,200			
	153		404,400			
	154		404,700			
	155		405,000			
	156		405,200			
	157		405,400			
再任用職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考(1) この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

#### 特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
	円
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000



別添 1

国家公務員の給与等に関する  
人事院の報告及び勧告



## 目 次

1	給与勧告の骨子	-----	58
2	公務員人事管理に関する報告の骨子	-----	60

## 給与勧告の骨子

### ○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.09%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
- ③ 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ

## I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

## II 民間給与との較差に基づく給与改定等

### 1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約55万人の個人別給与を実地調査(完了率87.9%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 387円 0.09%〔行政職(一)…現行給与 411,123円 平均年齢43.4歳〕  
〔俸給 344円 はね返し分(注) 43円〕 (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.51月 (公務の支給月数 4.45月)

## 2 給与改定の内容と考え方

### <月例給>

#### (1) 俸給表

##### ① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を1,500円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定（平均改定率0.1%）

##### ② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

#### (2) 住居手当

公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ（12,000円→16,000円）。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）

手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

### <ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分→4.50月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和元年度 期末手当	1.30月（支給済み）	1.30月（改定なし）
勤勉手当	0.925月（支給済み）	0.975月（現行0.925月）
2年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

#### [実施時期]

- ・月例給：平成31年4月1日（住居手当については令和2年4月1日）
- ・ボーナス：法律の公布日

## 3 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討

## 公務員人事管理に関する報告の骨子

公務に対する国民の信頼を回復し、更に高めるため、全体の奉仕者としての公務員の使命等を再認識させるよう、倫理感・使命感の醸成や職務に対する責任の自覚を働きかけるなど一層の対応に努力。キャリア形成に強い関心を持つ若手職員が増加し、育児、介護等の事情を抱えた職員の存在が顕在化する中で、多様な有為の人材を公務に誘致し、これらの人材が活躍できる公務職場の実現に向けた取組を推進

### 1 人材の確保及び育成

#### (1) 人材の確保

採用試験の申込者数が減少してきている中、多様な有為の人材を確保するため、各府省等と連携しつつ、受験者層に応じた施策を展開。人材確保をめぐる諸課題の幅広い検討が必要

#### (2) 人材の育成

管理職員のマネジメント能力向上や若手職員・女性職員のキャリア形成支援のため、引き続き、専門的な知見を活かした研修を実施

#### (3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人材育成の観点も踏まえて人事評価が適切に活用され、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるよう各府省を支援。分限処分に関する運用の徹底など必要な取組を実施

### 2 勤務環境の整備

#### (1) 勤務時間等に関する取組

- ・ 本年4月から、超過勤務命令の上限等を設定。制度の運用状況を把握し、必要に応じて各府省を指導。関係機関と連携しつつ、各府省における長時間労働の是正に関する取組を支援
- ・ 仕事と家庭の両立支援制度の周知、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成
- ・ 心の健康づくりの推進、過労死等防止対策の推進

#### (2) ハラスメント防止対策

現在開催している有識者による「公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会」での議論の結果も踏まえて、新たな防止策を措置。セクシュアル・ハラスメント対策の充実・強化

#### (3) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。非常勤職員の休暇について、民間の状況等を踏まえ、夏季休暇を新設

### 3 障害者雇用に関する取組

障害者選考試験、合理的配慮指針の策定、フレックスタイム制の柔軟化等をこれまでに実施。本年秋にも同選考試験を実施するほか、各府省の適切な選考等を引き続き支援

### 4 定年の引上げ

昨年8月の本院の意見の申出を踏まえ、定年の65歳への段階的な引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、改めて要請

別添 2

# 参 考 資 料



# 目 次

1	県職員給与関係資料	
	2019年(平成31年)県職員給与等実態調査の概要	64
	第1表 県職員の給料表別職員数、平均年齢及び平均給与月額の推移	65
	第2表 県職員の給料表別、性別及び学歴別人員構成比	66
	第3表 県職員の給料表別給与支給状況	67
	第4表 県職員の給料表別諸手当支給状況	68
	第5表 県職員の職務の級別、号給別人員	84
	第6表 県職員の給料表別、年齢別人員	100
	(参考) 県職員の年齢構成及び平均給与月額・平均年齢の推移	102
2	民間給与関係資料	
	2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査の概要	103
	第7表 産業別、企業規模別調査事業所数	104
	第8表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	105
	第9表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	106
	第10表 民間における初任給の改定状況	115
	第11表 民間における定期昇給制度の状況	115
	第12表 民間における家族手当の支給状況	116
	第13表 民間における住宅手当の支給状況	116
	第14表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	117
3	生計費及び労働経済関係資料	
	平成31年4月の標準生計費算定方法	118
	第15表 宮崎市における費目別、世帯人員別標準生計費(平成31年4月)	119
	第16表 労働経済指標	120

# 1 県職員給与関係資料

2019年（平成31年）県職員給与等実態調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、職員の給与等の実態を把握し、給与行政の基礎資料を得るために実施したものである。

## 2 調査の時期及び対象職員

職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号）の適用を受ける職員（休職者、育児休業の承認を受けた職員、再任用職員等を除く。）で平成31年4月1日に在職する者

## 3 調査の内容

平成31年4月分の給与、年齢、学歴、性別等について調査した。

第1表 県職員の給料表別職員数、  
平均年齢及び平均給与月額推移

(2019年(平成31年)県職員給与等実態調査)

給料表の区分	職 員 数				平均年齢		平均給与月額			
	平30. 4. 1 現 在	平31. 4. 1 現 在	構成比	増加率	平30. 4. 1 現 在	平31. 4. 1 現 在	平30. 4. 1 現 在	平31. 4. 1 現 在	増加率	
	人	人	%	%	歳	歳	円	円	%	
全 職 員	14,877	14,902	100.0	0.2	43.4	43.2	382,350	380,226	-0.6	
うち行政職員	4,233	4,222	28.3	-0.3	42.6	42.3	351,508	349,127	-0.7	
県 関 係 職 員	計	9,075	9,072	60.9	0.0	41.9	41.9	366,919	366,470	-0.1
	行政職	3,951	3,946	26.5	-0.1	42.6	42.4	353,165	350,641	-0.7
	公安職	1,981	1,971	13.2	-0.5	37.9	37.7	341,621	340,946	-0.2
	教育職	2,555	2,551	17.1	-0.2	44.2	44.6	405,190	406,341	0.3
	研究職	209	205	1.4	-1.9	40.9	41.6	353,000	357,517	1.3
	医療職(一)	29	38	0.3	31.0	39.4	38.0	885,678	863,600	-2.5
	医療職(二)	221	226	1.5	2.3	41.2	40.9	364,625	362,171	-0.7
	医療職(三)	129	135	0.9	4.7	39.5	39.4	328,573	329,262	0.2
市 町 村 立 学 校 職 員	計	5,802	5,830	39.1	0.5	45.8	45.3	406,486	401,630	-1.2
	教育職	5,516	5,554	37.3	0.7	46.0	45.5	410,550	405,315	-1.3
	学校栄養職	4	—	—	-100.0	39.5	—	313,550	—	-100.0
	事務職	282	276	1.9	-2.1	41.9	42.1	328,302	327,477	-0.3

(注) 1 給与月額は、給料（給料の調整額、教職調整額及び切替えに伴う差額を含む。）、扶養手当、地域手当、管理職手当及び住居手当等の合計額である。

2 各欄の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にならない。

第2表 県職員の給料表別、性別  
及び学歴別人員構成比

(2019年(平成31年)県職員給与等実態調査)

給料表の区分	性別人員構成比		学歴別人員構成比				
	男	女	大学卒 ①	短大卒 ②	高校卒 ③	中学卒 ④	
全職員	% 62.7	% 37.3	% 80.2	% 6.2	% 13.0	% 0.6	
うち行政職員	74.6	25.4	70.0	2.3	25.7	1.9	
県 関 係 職 員	計	73.1	26.9	75.9	3.1	20.1	0.9
	行政職	76.0	24.0	71.8	1.9	24.5	1.7
	公安職	92.7	7.3	58.8	1.6	39.6	-
	教育職	58.9	41.1	92.5	4.2	3.0	0.4
	研究職	69.3	30.7	96.1	3.9	-	-
	医療職(一)	78.9	21.1	100.0	-	-	-
	医療職(二)	55.3	44.7	94.2	5.8	-	-
	医療職(三)	8.1	91.9	67.4	32.6	-	-
市 町 村 立 学 校 職 員	計	46.4	53.6	86.7	11.0	2.0	0.2
	教育職	46.0	54.0	88.9	11.1	-	-
	学校栄養職	-	-	-	-	-	-
	事務職	55.4	44.6	44.2	8.3	43.1	4.3

(注) 学歴別人員構成比の計(①+②+③+④)は四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

### 第3表 県職員の給料表別給与支給状況

(2019年(平成31年)県職員給与等実態調査)

給料表の区分	給 与 支 給 状 況										
	給料の月額 ①	うち給料の 調整額	うち教職 調整額	うち切替え に伴う差額	扶養手当 ②	地域手当 ③	管理職手当 ④	住居手当 ⑤	その他 ⑥	計 ⑦	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
全職員	352,784	1,285	6,958	573	10,308	485	5,363	7,861	3,425	380,226	
うち行政職員	322,280	227	—	555	10,970	983	6,144	7,368	1,382	349,127	
県 関 係 職 員	計	338,622	1,501	3,854	503	11,638	797	4,543	7,648	3,223	366,470
	行政職	323,181	243	—	562	11,195	1,052	6,574	7,334	1,305	350,641
	公安職	314,010	—	—	451	14,071	124	2,306	7,361	3,075	340,946
	教育職	382,785	3,283	13,705	520	11,058	—	3,210	8,067	1,221	406,341
	研究職	335,375	572	—	119	11,588	—	1,471	8,619	464	357,517
	医療職(一)	419,021	2,095	—	—	10,724	73,308	28,432	5,597	326,518	863,600
	医療職(二)	328,268	14,412	—	164	9,049	231	4,557	9,525	10,542	362,171
	医療職(三)	314,373	6,139	—	507	4,667	—	949	9,051	222	329,262
市 町 村 立 学 校 職 員	計	374,822	950	11,789	682	8,239	—	6,638	8,193	3,739	401,630
	教育職	378,073	998	12,374	694	8,263	—	6,968	8,209	3,802	405,315
	学校栄養職	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	事務職	309,403	—	—	448	7,741	—	—	7,856	2,477	327,477

(注) その他は初任給調整手当、特地勤務手当、へき手当及び単身赴任手当(基礎額)の合計額である。

(注) 各欄の計(①+②+③+④+⑤+⑥)は四捨五入の関係で必ずしも⑦とは一致しない。

## 第4表 県職員の給料表別諸手当支給状況

### その1 給料の調整額、教職調整額、管理職手当

給料表の区分	職員数	給料の調整額					教職調整額		
		受給者数				受給者1人 当たり額	受給者数	受給者1人 当たり額	
		計	調整数1	調整数2	調整数3				
全職員	人 14,902	人 1,523	人 1,348	人 63	人 112	円 12,578	人 7,275	円 14,253	
うち行政職員	4,222	72	54	6	12	13,292	—	—	
県 関 係 職 員	計	9,072	1,019	844	63	112	13,361	2,423	14,429
	行政職	3,946	72	54	6	12	13,292	—	—
	公安職	1,971	—	—	—	—	—	—	—
	教育職	2,551	767	767	—	—	10,919	2,423	14,429
	研究職	205	12	12	—	—	9,775	—	—
	医療職(一)	38	3	—	3	—	26,533	—	—
	医療職(二)	226	123	10	13	100	26,481	—	—
	医療職(三)	135	42	1	41	—	19,733	—	—
市 町 村 立 学 校 職 員	計	5,830	504	504	—	—	10,994	4,852	14,165
	教育職	5,554	504	504	—	—	10,994	4,852	14,165
	学校栄養職	—	—	—	—	—	—	—	—
	事務職	276	—	—	—	—	—	—	—

(2019年(平成31年)県職員給与等実態調査)

管 理 職 手 当										
受 給 者 数										受給者1人 当たり額
計	一 種		二 種		三 種		四 種		五 種	
	一	二	一	二	一	二	一	二	一	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円
1,281	15	5	29	39	171	166	442	140	274	62,383
360	15	4	23	30	108	129	15	—	36	72,056
579	15	5	29	39	149	166	99	37	40	71,179
360	15	4	23	30	108	129	15	—	36	72,056
57	—	—	5	8	30	14	—	—	—	79,725
128	—	—	—	—	11	—	76	37	4	63,972
6	—	—	—	—	—	—	6	—	—	50,267
12	—	1	1	1	—	8	1	—	—	90,033
14	—	—	—	—	—	14	—	—	—	73,557
2	—	—	—	—	—	1	1	—	—	64,050
702	—	—	—	—	22	—	343	103	234	55,128
702	—	—	—	—	22	—	343	103	234	55,128
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

その2 初任給調整手当、扶養手当、地域手当

給料表の区分	初任給調整手当			扶 養				
	受 給 者 数		受給者1人 当たり額	扶 養 親 族 者 数				
	計	医師		計	配偶者	配偶者が ない職員 の1人目 の扶養親族	配偶者 以外の 扶養親族	
	人	人	円	人	人	人	人	
全 職 員	133	37	111,543	15,143	3,719	308	11,116	
うち行政職員	—	—	—	4,522	1,217	85	3,220	
県 関 係 職 員	計	133	37	111,543	10,556	2,824	167	7,565
	行政職	—	—	—	4,320	1,173	73	3,074
	公安職	—	—	—	2,932	930	13	1,989
	教育職	—	—	—	2,769	595	59	2,115
	研究職	4	—	18,750	235	71	5	159
	医療職(一)	37	37	335,343	42	15	2	25
	医療職(二)	92	—	25,571	198	36	7	155
	医療職(三)	—	—	—	60	4	8	48
市 町 村 立 学 校 職 員	計	—	—	—	4,587	895	141	3,551
	教育職	—	—	—	4,385	851	129	3,405
	学校栄養職	—	—	—	—	—	—	—
	事務職	—	—	—	202	44	12	146

(2019年(平成31年)県職員給与等実態調査)

手 当			地 域 手 当							
満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子	受給者1人 当たり額	平 均 扶 養 親 族 数	受 給 者 数							受給者1人 当たり額
			計	甲 地					医(一)	
				(6%)	(10%)	(16%)	(20%)	(その他)		
人	円	人	人	人	人	人	人	人	人	円
3,957	21,222	1.0	119	2	10	13	48	8	38	60,773
1,288	21,042	1.1	74	—	8	13	45	8	—	56,080
2,467	21,560	1.2	119	2	10	13	48	8	38	60,773
1,217	21,017	1.1	74	—	8	13	45	8	—	56,080
370	22,081	1.5	6	2	2	—	2	—	—	40,669
732	22,003	1.1	—	—	—	—	—	—	—	—
61	22,624	1.1	—	—	—	—	—	—	—	—
8	19,405	1.1	38	—	—	—	—	—	38	73,308
59	20,248	0.9	1	—	—	—	1	—	—	52,260
20	21,000	0.4	—	—	—	—	—	—	—	—
1,490	20,517	0.8	—	—	—	—	—	—	—	—
1,419	20,470	0.8	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
71	21,581	0.7	—	—	—	—	—	—	—	—

### その3 住居手当、通勤手当

給料表の区分	住 居 手 当								
	借 家 ・ 借 間 等							留守家族	
	受 給 者 数 ( 家 賃 等 負 担 額 別 )							受給者1人 当たり額	受給者数
	計	12,000円 以 上	17,500円 以 上	23,000円 以 上	39,000円 以 上	55,000円 以 上	円		
全 職 員	人 4,837	人 5	人 38	人 480	人 2,209	人 2,105	円 24,157	人 36	
うち行政職員	1,257	—	2	82	597	576	24,663	12	
県 関 係 職 員	計	2,772	—	2	137	1,274	1,359	24,923	26
	行 政 職	1,165	—	—	74	541	550	24,750	10
	公 安 職	576	—	—	19	277	280	24,957	10
	教 育 職	817	—	2	39	349	427	25,121	6
	研 究 職	70	—	—	2	29	39	25,241	—
	医 療 職 (一)	8	—	—	—	2	6	26,588	—
	医 療 職 (二)	87	—	—	3	46	38	24,743	—
	医 療 職 (三)	49	—	—	—	30	19	24,937	—
市 町 村 立 学 校 職 員	計	2,065	5	36	343	935	746	23,130	10
	教 育 職	1,973	5	34	335	879	720	23,109	8
	学 校 栄 養 職	—	—	—	—	—	—	—	—
	事 務 職	92	—	2	8	56	26	23,568	2

(2019年(平成31年)県職員給与等実態調査)

通 勤 手 当						
受給者数 合 計	交 通 機 関 利 用 者					
	受給者数(運賃等負担額別)					
	計	5,000円 未 満	5,000円 以 上	10,000円 以 上	15,000円 以 上	20,000円 以 上
人	人	人	人	人	人	人
12,172	646	4	267	185	35	66
	246	—	6	23	10	41
3,235	528	2	224	149	31	56
	164	—	3	13	5	30
7,035	620	3	260	180	34	61
	214	—	4	13	8	38
2,980	526	2	223	149	30	56
	156	—	3	11	4	29
1,286	48	—	26	18	—	2
	6	—	—	1	2	2
2,257	27	1	5	9	3	1
	37	—	1	1	—	6
194	3	—	—	1	—	1
	3	—	—	—	—	1
19	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
197	10	—	4	1	1	1
	8	—	—	—	2	—
102	6	—	2	2	—	—
	4	—	—	—	—	—
5,137	26	1	7	5	1	5
	32	—	2	10	2	3
4,882	24	1	6	5	—	5
	24	—	2	8	1	2
—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
255	2	—	1	—	1	—
	8	—	—	2	1	1

(注) 交通機関利用者のうち、上段は、交通機関のみを利用する職員の内訳  
下段は、交通機関を併用する職員の内訳

## その4 通勤手当（つづき）

給料表の区分	通 勤 手 当							受給者1人 当たり額
	交 通 機 関 利 用 者（つづき）							
	受給者数（運賃等負担額別）							
	25,000円 以上	30,000円 以上	35,000円 以上	40,000円 以上	45,000円 以上	50,000円 以上		
全職員	人	人	人	人	人	人	円	
	61	4	17	2	3	2	14,527	
うち行政職	20	5	5	5	—	131	43,998	
	45	1	14	2	2	2	14,350	
計	8	4	3	5	—	93	45,570	
	57	3	15	2	3	2	14,366	
行政職	15	3	5	5	—	123	45,979	
	45	1	14	2	2	2	14,357	
公安職	7	2	3	5	—	92	46,417	
	1	1	—	—	—	—	11,274	
教育職	1	—	—	—	—	—	20,971	
	7	—	1	—	—	—	16,877	
研究職	5	1	2	—	—	21	46,125	
	—	1	—	—	—	—	23,396	
医療職（一）	1	—	—	—	—	1	36,515	
	—	—	—	—	—	—	—	
医療職（二）	—	—	—	—	—	—	—	
	3	—	—	—	—	—	17,089	
医療職（三）	—	—	—	—	—	6	55,320	
	1	—	—	—	1	—	19,608	
計	1	—	—	—	—	3	53,486	
	4	1	2	—	—	—	18,346	
教育職	5	2	—	—	—	8	30,747	
	4	1	2	—	—	—	18,821	
学校栄養職	4	—	—	—	—	7	31,311	
	—	—	—	—	—	—	—	
事務職	—	—	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	—	12,647	
計	1	2	—	—	—	1	29,055	

（注） 交通機関利用者のうち、上段は、交通機関のみを利用する職員の内訳  
下段は、交通機関を併用する職員の内訳

(2019年(平成31年)県職員給与等実態調査)

( つ づ き )										
自転車使用者					自動車等使用者					
受給者数(使用距離別)				受給者1人 当たり額	受給者数(使用距離別)					
計	5 km 未 満	5 km 以 上	10 km 以 上		計	5 km 未 満	5 km 以 上	10 km 以 上	15 km 以 上	
人	人	人	人	円	人	人	人	人	人	
801	717	80	4	2,249	10,479	2,787	2,725	1,463	906	
585	526	57	2	2,232	1,958	461	412	242	127	
789	709	77	3	2,238	5,412	1,513	1,222	649	360	
582	524	56	2	2,229	1,716	408	348	211	105	
164	149	15	—	2,201	1,068	523	323	72	56	
12	10	2	—	2,367	2,181	523	480	277	148	
13	11	1	1	2,785	175	13	21	58	32	
2	2	—	—	2,000	17	4	7	2	—	
11	9	2	—	2,400	168	31	26	13	16	
5	4	1	—	2,440	87	11	17	16	3	
12	8	3	1	2,975	5,067	1,274	1,503	814	546	
9	6	2	1	3,056	4,825	1,221	1,439	783	524	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
3	2	1	—	2,733	242	53	64	31	22	

その5 通勤手当（つづき）

給料表の区分		通 勤 手 当								
		自 動 車 等 使 用 者 ( つ づ き )								
		受 給 者 数 ( 使 用 距 離 別 )								
		20 km 以 上	25 km 以 上	30 km 以 上	35 km 以 上	40 km 以 上	45 km 以 上	50 km 以 上	55 km 以 上	60 km 以 上
全 職 員		人 512	人 380	人 252	人 220	人 288	人 468	人 247	人 72	人 159
うち行政職員		104	96	67	50	86	141	88	27	57
県 関 係 職 員	計	249	203	137	122	200	360	205	58	134
	行 政 職	82	81	58	41	78	134	87	26	57
	公 安 職	29	11	6	5	8	17	11	2	5
	教 育 職	119	87	63	60	99	160	83	22	60
	研 究 職	8	9	4	6	3	10	4	4	3
	医 療 職 ( 一 )	—	—	—	—	—	1	1	—	2
	医 療 職 ( 二 )	9	5	4	6	5	32	15	2	4
	医 療 職 ( 三 )	2	10	2	4	7	6	4	2	3
市 町 村 立 学 校 職 員	計	263	177	115	98	88	108	42	14	25
	教 育 職	241	162	106	89	80	101	41	13	25
	学 校 栄 養 職	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	事 務 職	22	15	9	9	8	7	1	1	—

(2019年(平成31年)県職員給与等実態調査)

( つ づ き )							
受給者1人 当たり額	併用者			受給者1人 当たり額	特別加算		
	受給者数		受給者1人 当たり額		受給者1人 当たり額	特急	高速
	自転車	自動車等					
円	人	人	円	円	人	人	
9,490	134	112	46,707	10,140	179	41	
12,042	108	56	48,087	12,762	128	15	
10,878	123	91	48,481	11,545	171	39	
12,436	101	55	48,910	13,006	127	15	
5,549	1	5	23,221	5,462	2	—	
11,702	12	25	48,619	12,383	26	20	
11,732	2	1	39,582	11,743	1	—	
16,414	—	—	—	14,897	—	2	
14,981	6	2	58,058	16,662	10	1	
14,210	1	3	55,886	16,140	5	1	
8,008	11	21	34,841	8,215	8	2	
7,946	4	20	35,774	8,127	7	2	
—	—	—	—	—	—	—	
9,248	7	1	32,042	9,913	1	—	

その6 単身赴任手当、日額特殊勤務手当

給料表の区分		単身赴任							
		受給者							
		計	単身赴任 手当基礎 額受給者	加算額併給者(職員と配偶者)					
100km 以上	300km 以上			500km 以上	700km 以上	900km 以上	1100km 以上		
全職員		人 651	人 451	人 166	人 6	人 1	人 2	人 2	人 -
うち行政職員		126	53	43	4	-	2	2	-
県 関 係 職 員	計	363	256	73	6	1	2	2	-
	行政職	123	52	41	4	-	2	2	-
	公安職	186	167	15	2	1	-	-	-
	教育職	52	36	16	-	-	-	-	-
	研究職	-	-	-	-	-	-	-	-
	医療職(一)	-	-	-	-	-	-	-	-
	医療職(二)	1	-	1	-	-	-	-	-
	医療職(三)	1	1	-	-	-	-	-	-
市 町 村 立 学 校 職 員	計	288	195	93	-	-	-	-	-
	教育職	285	194	91	-	-	-	-	-
	学校栄養職	-	-	-	-	-	-	-	-
	事務職	3	1	2	-	-	-	-	-

## (2019年(平成31年)県職員給与等実態調査)

手 当				日額特殊勤務手当		
数				受給者1人 当たり額	受 給 者 数	
等の住居間の距離別)					計	受給者1人 当たり額
1300km 以上	1500km 以上	2000km 以上	2500km 以上			
人	人	人	人	円	人	円
23	—	—	—	34,283	4,910	10,756
22	—	—	—	43,460	196	5,777
23	—	—	—	35,631	2,846	11,157
22	—	—	—	43,659	193	5,810
1	—	—	—	31,226	1,517	8,686
—	—	—	—	32,462	979	15,966
—	—	—	—	—	23	4,319
—	—	—	—	—	1	4,120
—	—	—	—	38,000	69	11,857
—	—	—	—	30,000	64	14,088
—	—	—	—	32,583	2,064	10,203
—	—	—	—	32,554	2,061	10,212
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	35,333	3	3,667

その7 特地勤務・へき地手当、定時制通信教育手当、産業教育手当

給料表の区分		特 地 勤 務 ・ へ き 地 手 当							
		受 給 者 数 ( 級 地 別 )							準公署
		計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	
		人	人	人	人	人	人	人	
全 職 員		444 ( 347)	55 ( 26)	205 ( 158)	131 ( 112)	34 ( 32)	7 ( 7)	— ( —)	12 ( 12)
うち行政職員		59 ( 45)	3 ( 2)	30 ( 23)	20 ( 15)	1 ( —)	— ( —)	— ( —)	5 ( 5)
県 関 係 職 員	計	85 ( 73)	1 ( 1)	60 ( 49)	14 ( 13)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	10 ( 10)
	行 政 職	35 ( 32)	— ( —)	19 ( 17)	11 ( 10)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	5 ( 5)
	公 安 職	12 ( 12)	1 ( 1)	5 ( 5)	3 ( 3)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	3 ( 3)
	教 育 職	36 ( 27)	— ( —)	36 ( 27)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)
	研 究 職	2 ( 2)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	2 ( 2)
	医療職(一)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)
	医療職(二)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)
	医療職(三)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)
市 町 村 立 学 校 職 員	計	359 ( 274)	54 ( 25)	145 ( 109)	117 ( 99)	34 ( 32)	7 ( 7)	— ( —)	2 ( 2)
	教 育 職	335 ( 261)	51 ( 23)	134 ( 103)	108 ( 94)	33 ( 32)	7 ( 7)	— ( —)	2 ( 2)
	学校栄養職	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)
	事 務 職	24 ( 13)	3 ( 2)	11 ( 6)	9 ( 5)	1 ( —)	— ( —)	— ( —)	— ( —)

(注) 1 へき地手当は、「へき地学校に準ずる学校」を1級地、「1級地」を2級地とし、以下順次繰上げた級地の欄に記載した。  
2 ( )内は、「特地勤務手当に準ずる及びへき地手当に準ずる手当」を内書で示した。

(2019年(平成31年)県職員給与等実態調査)

受給者1人 当たり額	定時制通信教育手当					受給者1人 当たり額	産業教育手当			受給者1人 当たり額
	受給者数						受給者数			
	計	2%	3%	4%	6%		計	3%	5%	
円	人	人	人	人	人	円	人	人	人	円
37,559	114	3	43	10	58	18,113	282	8	274	18,060
34,830	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
41,377	114	3	43	10	58	18,113	282	8	274	18,060
41,753	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
40,023	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
43,201	114	3	43	10	58	18,113	282	8	274	18,060
10,082	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
36,655	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37,509	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24,734	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

その8 農林漁業普及指導手当、宿日直手当、義務教育等教員特別手当

給料表の区分	農林漁業普及指導手当				宿 日			
	受 給 者 数			受給者1人 当たり額	受 給			
	計	3%	6%		計	4,200 円	5,100 円	
全 職 員	人 172	人 7	人 165	円 20,277	人 1,373	人 75	人 8	
うち行政職員	172	7	165	20,277	257	42	4	
県 関 係 職 員	計	172	7	165	20,277	1,372	75	8
	行 政 職	172	7	165	20,277	257	42	4
	公 安 職	—	—	—	—	923	32	—
	教 育 職	—	—	—	—	176	—	4
	研 究 職	—	—	—	—	12	—	—
	医療職(一)	—	—	—	—	3	—	—
	医療職(二)	—	—	—	—	1	1	—
	医療職(三)	—	—	—	—	—	—	—
市 町 村 立 学 校 職 員	計	—	—	—	—	1	—	—
	教 育 職	—	—	—	—	1	—	—
	学校栄養職	—	—	—	—	—	—	—
	事 務 職	—	—	—	—	—	—	—

(2019年(平成31年) 県職員給与等実態調査)

直 手 当				義務教育等教員特別手当				
者 数			受給者1人 当たり額	受 給 者 数				受給者1人 当たり額
5,900 円	7,200 円	20,000 円		計	100%	75%	50%	
人	人	人	円	人	人	人	人	円
175	1,112	3	26,995	8,105	7,727	207	171	5,787
2	209	—	22,715	—	—	—	—	—
174	1,112	3	27,005	2,551	2,173	207	171	5,442
2	209	—	22,715	—	—	—	—	—
—	891	—	30,814	—	—	—	—	—
172	—	—	12,134	2,551	2,173	207	171	5,442
—	12	—	14,183	—	—	—	—	—
—	—	3	154,000	—	—	—	—	—
—	—	—	4,400	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	—	—	12,200	5,554	5,554	—	—	5,946
1	—	—	12,200	5,554	5,554	—	—	5,946
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—

# 第5表 県職員の職務の級別、号給別人員

(2019年(平成31年)県職員給与等実態調査)

号 給	行 政 職								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									1
2									
3									
4									
5	10	76	3			1			
6			2						
7		6	6						
8		3	3						
9	24	72	6			1			
10		1	28						
11		9	4						1
12	1	1	22						1
13	19	70	3						
14		1	29						
15		25	7			1			2
16		2	32						
17	22	60	3						2
18			33	2					1
19	1	32	6	1					1
20			22						
21	18	48	6	1					
22			31	6					1
23	1	24	8						1
24	1		28	9					
25	85	10	3	1					3
26			25	16					2
27	4	2	5	7					3
28	1		19	17					3
29	104	4	5	3					1
30	1		19	16			1		2
31	3		8	12	1		5		3
32	1		21	15			6		
33	82	3	11	8			11		
34			19	24			7		2
35	4	1	13	5		1	10		
36			13	12			6		
37	8	1	10	12	1		4		
38			9	11			3		
39	1	2	7	13			5		
40	1		14	13					
41	5		3	18			1		
42			6	15					
43			3	20			1		
44			12	9					
45	2		7	12		1			
46			8	11					
47			4	12					
48			7	15			1		
49	2		5	13					
50			7	27	1				
51			3	12					
52			2	15			4		
53	5		6	15			10		
54				18			21		
55			2	21			27		
56			7	18			25		
57	1		1	23	2		30		
58			2	22	1		15		
59			1	20	1		18		
60			3	13	3		11		
61	1		1	20			13		
62				21	2		5		
63			1	27			16		
64			2	17	2		2		
65	2		1	13			6		
66			1	22	3		5		
67				23	2		3		
68			3	22	2		5		
69	2		1	13	2				
70			1	23	9		2		
71				16	2		1		
72			6	30	9				
73			2	24	3				
74			3	23	19				
75			2	14	8		2		

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	行 政 職								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
76			3	18	29				
77	1		4	26	16				
78			3	22	20				
79			2	28	14				
80			6	18	22				
81				28	35				
82			2	22	23				
83			1	30	21	1			
84			5	18	27				
85			2	28	18	5			
86			1	11	22				
87			3	16	25				
88			1	19	26				
89			1	18	27				
90			1	13	20				
91			3	18	14				
92			3	29	16				
93			2	13	180				
94				10					
95			2	8					
96			1	11					
97			3	12					
98			1	9					
99			3	6					
100			1	9					
101			2	174					
102			2						
103									
104			2						
105									
106			2						
107									
108			1						
109			3						
110			2						
111			3						
112			4						
113			3						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
計	413	453	674	1,455	628	232	61	22	8
構成比 (%)	10.5	11.5	17.1	36.9	15.9	5.9	1.5	0.6	0.2

号 給	公 安 職								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1									
2									
3	19								
4									
5									
6									
7	38								
8									
9	1								
10									
11	24								
12									
13	4								
14									
15	13								
16									
17	14								
18									
19	31	1							
20									
21	19	38							
22									
23	41	6							
24		1							
25	18	41							
26		8							
27	8	9							
28									
29	12	42							
30		1							1
31	11	15							
32		1							1
33	5	40		3					1
34		3		2					2
35		13	1	4					
36		4		1					
37	3	34		4	1				
38		6		1					
39	3	26	1	9	1				
40		2		2	2				
41	3	27	11	11	6				1
42		4	5	3					
43	1	16	12	4	4				
44		4	2						
45	2	26	17	10	2			5	
46		7	4	2	1				
47		26	11	10	6				
48		6	4	4					
49		20	15	9	1			3	
50		10	5		1				
51		17	14	8	3			2	
52		4	9	3	1				
53		9	15	10	5	2			
54		1	6	1	2		1		
55		6	10	15	3	4	6		
56			4	2					
57		11	13	17	6	2	6		
58		1	1	3	6	3	1		
59		2	8	16	6	1	6		
60		1	5	3	6	1	2		
61			13	8	4	3	2		
62				3		1	3		
63			12	11	4	1	6		
64			3	3	1	3	1		
65			8	5	5	1	2		
66			5		2	2			
67			16	7	5		1		
68			3	3	4	2			
69			10	7	5	2			
70			3	6	2	3			
71			9	6	10	1	1		
72			1	1	6	4			
73			6	10	4	1			
74			3	6	3	4			
75			4	6	2	1	2		

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	公 安 職								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
76			3	2	3	3			
77			12	8	3				
78			3	3	3				
79			2	4		2			
80			3	4	4	5			
81			10	9	2	3			
82				4	6	1			
83			9	7	3	1			
84			2	2	4	4			
85			5	2	3	2	1		
86			4	1	1	8			
87			5	1	5	1			
88			2		4	4			
89				2	4	12			
90			1	2	3	6			
91				1	3	5			
92				1	5	6			
93				3	9	49			
94				1	9				
95				2	1				
96				1	5				
97			1	1	7				
98				3	7				
99				5	6				
100			1	1	6				
101			1	1	45				
102			1	2					
103				3					
104				4					
105				1					
106				1					
107				7					
108									
109				3					
110				3					
111				4					
112				6					
113				4					
114			1	4					
115				2					
116				3					
117				5					
118				6					
119				3					
120			1	4					
121				3					
122			1	1					
123				1					
124				1					
125			1						
126				1					
127			2						
128				1					
129			1						
130				1					
131			1						
132									
133			1	1					
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
計	270	489	343	385	273	154	41	10	6
構成比 (%)	13.7	24.8	17.4	19.5	13.9	7.8	2.1	0.5	0.3

号 給	教 育 職				
	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1			6		
2					
3					
4					
5			12		
6					
7					
8					
9			20		
10					
11					
12					
13	1		23		
14					
15			1		
16					
17	1		20		
18					
19					
20					
21	2		30		
22					
23	1		1		
24					
25			26		1
26					
27					1
28			2		
29			42		1
30					1
31			2		5
32					1
33	1		46		3
34					2
35			1		5
36					1
37	4		41		29
38			1		
39	2		4		
40			2		
41	2		39		
42					
43	1		4		
44			2		
45	6		49		
46					
47	1				
48			1		
49	7		39		
50			1		
51	1		7		
52			2		
53	7		35	1	
54					
55			8		1
56			1		
57	4		29		
58			2		1
59			7	1	2
60			5		1
61	7		41		1
62				1	2
63	1		11		
64	1		2	1	4
65	13		46		5
66			2		1
67	2		12		4
68			2		5
69	9		33		4
70			5	2	4
71	5		15	1	6
72			6		3
73	5		49	1	2
74			5		6
75	4		20		2
76			3	2	4
77	4		36		20
78			7	3	
79	2		27		
80			11	2	
81	6		38		
82			10	2	
83	8		24	1	
84	1		20		
85	8		28	2	
86	1		12	2	
87	1		25	1	
88			18	2	
89	5		24	2	
90	1		10	1	

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	教		育	職		
	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	
91		3	26	1		
92			17			
93		5	8	2		
94			13	2		
95		2	14	2		
96		2	38	3		
97		2	11	4		
98			14	7		
99		1	15	2		
100		2	40	5		
101			13	2		
102			21	6		
103		1	15	5		
104			24	2		
105			17	6		
106		2	19	1		
107			24	3		
108		1	14	5		
109		1	20	1		
110			22	2		
111			16			
112		1	16	1		
113			22	2		
114		1	34	2		
115			13	1		
116			16			
117			25			
118			15			
119			14			
120			22			
121			18			
122		1	20			
123			29			
124			20			
125			32			
126			20			
127		1	27			
128			32			
129			33			
130			30			
131		1	37			
132		1	37			
133			22			
134			36			
135			45			
136			30			
137			25			
138			13			
139			9			
140			12			
141			3			
142			4			
143			1			
144						
145						
146						
147						
148		2				
149						
150						
151						
152						
153		1				
154						
155						
156						
157						
158						
159		1				
160		1				
161						
162						
163		1				
164						
165						
166		1				
167						
168		2				
169						
170						
171						
172						
173						
174						
175						
176						
177						
178						
179						
指 定						
計		162	2,166	95	78	50
構成比 (%)		6.4	84.9	3.7	3.1	2.0

号 給	研 究 職					医 療 職 (一)			
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	1 級	2 級	3 級	4 級
1									
2									
3									
4			1						
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13						2			
14									
15							2		
16									
17			1			4	2		
18									
19			1				2		
20									
21						2			
22									
23							1		
24						1			
25	2		1			2		1	
26									
27			2						
28			3						
29	5					3			
30		3							
31		1	3				1		
32			2						
33	1		2						
34		5	4						
35		1					1		
36		1	2						
37	8		1					2	
38		2	2						
39			2						
40		1	3						
41	3								
42		3							
43	1		3						
44									
45	8		1						
46		1	2						
47	4								
48		3		1					
49	2		1					1	
50									
51	1	1	2						1
52		1							
53	6	1							
54			1	1					
55	1		1	1					1
56			3	1					
57	1	1	1	1					
58									
59		1	2	2					
60									
61									
62			1					1	1
63									
64			1						
65			2					1	
66		2		1					
67			1	1				1	
68		1							
69									
70			1						
71			1					1	
72		1							
73			1						
74									
75			1						

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	研 究 職					医 療 職 (一)			
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	1 級	2 級	3 級	4 級
76									
77				1					
78				1					
79				4				1	
80				1					
81				1					
82				2					
83				1				1	
84				1					
85									
86									
87				3					
88				3					
89				2				2	
90									
91				2					
92				4					
93				4					
94				3					
95				2					
96				4					
97				2					
98				2					
99				4					
100				4					
101		1		3					
102				3					
103				1					
104				2					
105				6					
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
計	43	31	122	9	0	14	9	12	3
構成比 (%)	21.0	15.1	59.5	4.4	0.0	36.8	23.7	31.6	7.9

号 給	医 療 職 (二)						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1							
2							
3							
4							
5			1				
6							
7			11				
8		1					
9		1					
10							
11			12				
12							
13		1	1				
14			1				
15		7	6				
16		1					
17							
18			1				
19		5	1				
20			2				
21							
22			2				
23							
24			5				
25							1
26			4				3
27		1					2
28			9				1
29							2
30			5				
31				1			
32			2	3			
33			1	1			
34			9	2	1		
35			1		1		1
36			5				
37			1		1		
38			1	3	1		
39				1	1		
40							
41							
42			1				
43							
44			2				
45			1	2	1	1	
46							
47				1	2	1	
48			2		1	2	
49					3	3	
50			2	1	2		
51						1	
52				1		1	
53					1	1	
54				2			
55				1	1	1	
56				1		2	
57			1				
58				1		1	
59			1				
60					2		
61					1	1	
62					3		
63				1	1		
64					1		
65							
66							
67					2		
68					1		
69					1		
70					1		
71							
72							
73					1		
74					3		
75					1		

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	医 療 職 (二)						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
76				1			
77					1		
78					1		
79					2		
80					2		
81					2		
82							
83					1		
84					1		
85							
86					5		
87					1		
88							
89					3		
90					3		
91					3		
92					2		
93					9		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
計	0	17	91	23	70	15	10
構成比 (%)	0.0	7.5	40.3	10.2	31.0	6.6	4.4

号 給	医 療 職 (三)					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11			2			
12						
13			5			
14						
15		5				
16						
17			2			
18						
19		6				
20			2			
21						
22			3			
23		4	1			
24						
25						
26			2			
27		5				
28			2			
29						
30			4			
31		12				
32			1			
33			1			
34						
35						
36			1			
37			1			
38			1			
39					1	
40			1			
41						
42			2			
43					1	
44			3			1
45						1
46			1			1
47			1		1	3
48			2		1	
49			1		1	
50			1		1	
51			1			
52			1		1	
53						
54						
55						
56						
57					1	
58						
59					2	
60					1	
61						
62					2	
63						
64						
65					1	
66					1	
67					1	
68						
69						1
70						1
71						
72						1
73						1
74						1
75						1
76						1
77						1
78					1	1
79						2
80					1	1
81					1	1
82						1
83						2
84						
85						
86						1
87						1
88					2	1
89						
90						

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	医 療 職 (三)					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
91					1	
92					1	
93						
94						
95						
96						
97						3
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104					1	
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113					9	
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
170						
171						
172						
173						
174						
175						
176						
177						
178						
179						
180						
計	0	32	42	33	22	6
構成比 (%)	0.0	23.7	31.1	24.4	16.3	4.4

号 給	市町村立学校教育職					市町村立学校栄養職						
	1級	2級	特2級	3級	4級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13		66										
14												
15		4										
16												
17		88										
18												
19		1										
20		1										
21		72										
22						1						
23		1				6						
24						5						
25		72				72						
26						17						
27		6				52						
28						5						
29		91				3						
30		2				7						
31		4				10						
32		2				5						
33		90				4						
34		4				9						
35		2				4						
36		11				8						
37		78				2						
38						9						
39		6				10						
40		2				5						
41		88				103						
42		1										
43		8										
44												
45		103										
46		1										
47		15										
48		6	1									
49		64										
50		2										
51		9										
52		3										
53		61	3									
54		2										
55		8	1									
56		6										
57		63	1									
58		4	1									
59		14	1									
60		3										
61		63										
62		7	1									
63		8	4									
64		6	1									
65		61										
66		4										
67		14	1	1								
68		10										
69		75	1									
70		3			3							
71		16	1		2							
72		8			1							
73		61	1									
74		5	1		3							
75		19	1		1							
76		8	2		14							
77		72			10							
78		3			16							

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	市町村立学校教育職					市町村立学校栄養職						
	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
79		22	4	11								
80		16	3	29								
81		75		6								
82		13	1	29								
83		28	2	12								
84		23	8	41								
85		65	2	9								
86		11	3	30								
87		28	1	8								
88		12	1	26								
89		54	4	8								
90		10	3	14								
91		35	4	11								
92		24	8	9								
93		51	3	71								
94		17	6									
95		28										
96		25	6									
97		34	8									
98		29	11									
99		22	7									
100		28	6									
101		35	5									
102		17	7									
103		18	3									
104		36	3									
105		14	7									
106		20	4									
107		16	1									
108		38	4									
109		16	3									
110		24										
111		16	3									
112		30										
113		18	1									
114		23	3									
115		18	2									
116		34	1									
117		25										
118		25										
119		19										
120		27										
121		37										
122		38										
123		23										
124		28										
125		30										
126		51										
127		34										
128		34										
129		25										
130		45										
131		40										
132		45										
133		31										
134		47										
135		61										
136		51										
137		60										
138		66										
139		82										
140		74										
141		78										
142		71										
143		111										
144		93										
145		109										
146		104										
147		110										
148		100										
149		83										
150		71										
151		85										
152		33										
153		45										
154		30										
155		9										
156		16										
157		16										
計	0	4,692	160	365	337	0	0	0	0	0	0	0
構成比 (%)	0.0	84.5	2.9	6.6	6.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

号 給	市 町 村 立 学 校 事 務 職								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1									
2									
3									
4									
5	2	14							
6									
7									
8									
9	6	11							
10				2					
11		3	1						
12			1						
13	6	1							
14			3						
15									
16									
17	5								
18									
19			1						
20									
21	4	1	1						
22									
23			1						
24			2						
25	7	1	1						
26									
27			1						
28			2	1					
29	5		1						
30									
31									
32	1		1						
33	11		3	1					
34				1					
35									
36			1						
37									
38									
39									
40			1						
41				1					
42			1						
43			1						
44									
45				1					
46			2						
47				1					
48				1					
49			1	1					
50				1					
51				2					
52									
53									
54			1	1		1			
55				1		4			
56				3					
57				1					
58			1	1		1			
59				3					
60									
61				4					
62				4					
63				2					
64				3					
65				1					
66				4					
67				1					
68				1					
69				2					
70				7					
71				5					
72			1	1					
73				6	1				
74			2	3	1				
75				2	1				

(注) 各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号 給	市 町 村 立 学 校 事 務 職								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
76			1	1					
77			1	2					
78				2	1				
79				1	1				
80			1	2					
81			1		1				
82				4	1				
83				3	2				
84			1		1				
85				4					
86			1	1					
87				6	1				
88			2						
89			1	2	1				
90				2					
91									
92				3					
93				1	3				
94			2						
95				3					
96				1					
97									
98				4					
99				3					
100				4					
101				15					
102									
103			1						
104									
105									
106									
107			1						
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
計	47	31	46	131	15	6	0	0	0
構成比 (%)	17.0	11.2	16.7	47.5	5.4	2.2	0.0	0.0	0.0

第6表 県職員の給料表別、年齢別人員

給料表	行政職	公安職	教育職	研究職	医療職 (一)
歳	人	人	人	人	人
18	9	17			
19	23	33			
20	19	25			
21	22	30	1		
22	72	43	6	1	
23	77	49	13	3	
24	91	64	19	2	2
25	85	61	21	3	1
26	94	58	23	6	
27	78	56	23	11	4
28	87	65	28	6	2
29	96	63	45	6	1
30	77	70	41	3	2
31	72	55	55	10	5
32	74	66	45	3	
33	77	70	43	2	2
34	69	55	56	6	2
35	81	52	42	3	1
36	70	54	52	2	1
37	58	60	62	6	1
38	72	56	54	5	
39	57	66	65	8	
40	79	62	69	9	1
41	95	45	89	8	
42	99	51	105	4	1
43	114	34	123	3	
44	106	50	86	4	1
45	114	42	123	9	
46	137	45	112	6	2
47	140	21	110	6	1
48	139	29	93	4	
49	161	30	123	3	
50	154	29	85	7	1
51	159	21	87	7	
52	123	25	86	8	
53	112	35	81	9	1
54	127	42	82	9	
55	153	44	95	10	
56	125	42	80	3	2
57	124	53	95	3	
58	116	51	70	3	1
59	109	52	63	4	1
60歳以上					2
計	3,946	1,971	2,551	205	38

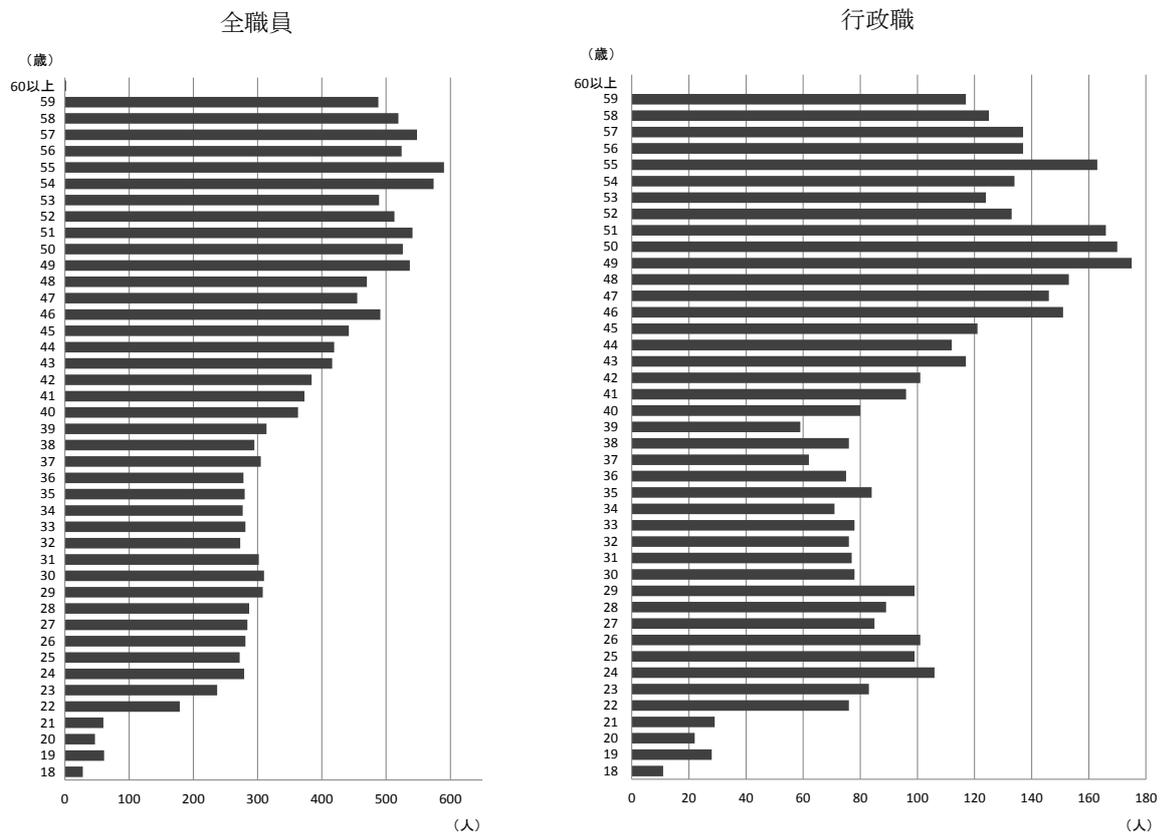
## (2019年(平成31年)県職員給与等実態調査)

医療職 (二)	医療職 (三)	市町村立 学校教育職	市町村立 学校栄養職	市町村立 学校事務職	全職員
人	人	人	人	人	人
				2	28
				5	61
				3	47
				7	60
		53		4	179
	5	84		6	237
2	6	78		15	279
2	3	82		14	272
7	4	82		7	281
14	8	83		7	284
11	10	76		2	287
13	2	79		3	308
7	4	105		1	310
2	5	93		5	302
6	3	74		2	273
7	3	76		1	281
10	2	75		2	277
7	4	87		3	280
9	1	84		5	278
8	6	100		4	305
1	6	97		4	295
3	2	111		2	314
3	3	136		1	363
4	1	130		1	373
6	4	112		2	384
7	4	128		3	416
5	1	160		6	419
6	2	139		7	442
5	1	169		14	491
4	1	166		6	455
4	1	186		14	470
7	5	194		14	537
12	5	217		16	526
5	5	250		7	541
7	3	251		10	513
4	4	231		12	489
9	3	295		7	574
9	5	264		10	590
5	3	252		12	524
3	2	255		13	548
4	3	262		9	519
8	5	238		8	488
					2
226	135	5,554		276	14,902

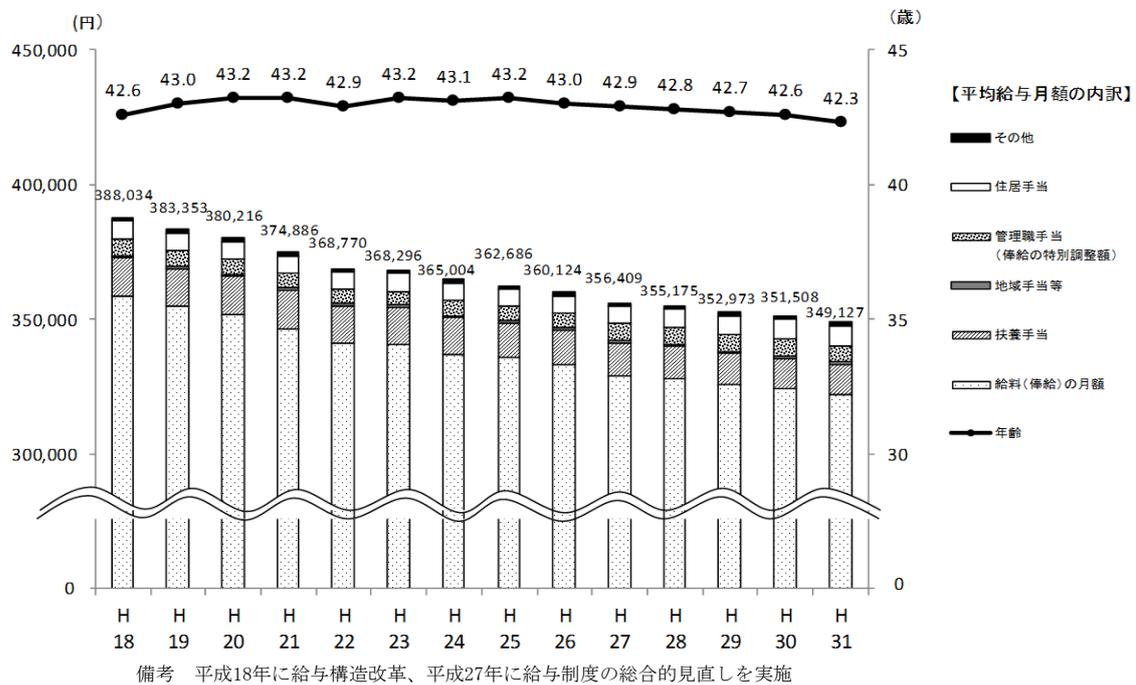
(参考) 県職員の年齢構成及び平均給与月額・平均年齢の推移

(2019年(平成31年)県職員給与等実態調査)

年齢構成



平均給与月額・平均年齢の推移 (行政職)



## 2 民間給与関係資料

### 2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本人事業委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### 1 調査の目的と時期

この調査は、県職員の給与を検討するため、平成31年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### 2 調査機関

本人事業委員会、人事院、広島県人事委員会、鹿児島県人事委員会、特別区人事委員会、横浜市人事委員会、川崎市人事委員会、京都市人事委員会、神戸市人事委員会、福岡市人事委員会

#### 3 調査の範囲

##### (1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所  
383事業所

##### (2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

#### 4 調査対象の抽出

##### (1) 標本事業所の抽出

上記3の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から147事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第7表のとおりである。

##### (2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

#### 5 集計

##### (1) 初任給関係調査

調査実人員 520人（行政職に相当する調査実人員 475人）

##### (2) 初任給関係以外の調査

調査した給与等の総計及び平均の算出に際しては、母集団に還元して行った。

	全職種	行政職相当職種
調査実人員	4,782人	4,197人
調査職種該当者（母集団）の推定数	19,471人	11,270人

第7表 産業別、企業規模別調査事業所数

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

産 業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産業計	事業所 141	事業所 38	事業所 74	事業所 29
農業、林業、漁業	0	0	0	0
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	9	2	5	2
製造業	62	18	33	11
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	27	9	13	5
卸売業、小売業	8	3	3	2
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	3	2	0	1
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	32	4	20	8

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が5所あった。
- 2 調査対象事業所147所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1所を除いた146所に占める調査完了事業所141所の割合(調査完了率)は、96.6%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第8表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(2019年(平成31年) 職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員	大学卒	186,543	192,583	180,396	* 186,273
		短大卒	157,064	* 163,667	* 146,476	* 145,707
		高校卒	151,206	* 157,069	145,328	* 147,439
	新卒技術者	大学卒	189,483	* 189,956	190,356	x
		短大卒	162,083	* 167,741	* 161,725	x
		高校卒	151,255	* 152,261	151,014	* 150,826
	新卒事務員 ・技術者計	大学卒	187,647	191,851	185,111	* 182,341
		短大卒	158,881	* 164,643	156,329	* 143,743
		高校卒	151,228	155,822	148,394	* 149,463
そ の 他	新卒船員	海上技術 学校卒				
	新卒大学助教	大学卒				
	新卒高等学校教諭	大学卒	x		x	
	新卒研究員	大学卒	* 206,330		* 206,330	
	新卒研究補助員	短大卒				
		高校卒	* 148,486		x	x
	準新卒医師	大学卒				
	準新卒薬剤師	大学卒	* 214,938	x	x	
	準新卒診療放射線技師	養成所卒	* 196,260	x	x	
	新卒栄養士	短大卒	* 163,512	x	x	
	準新卒看護師	養成所卒	* 191,472	x	x	
準新卒准看護師	養成所卒	x	x			

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 「準新卒」とは、平成30年度中に資格免許を取得し、平成31年4月までの間に採用された場合をいう。  
なお、医師については、平成28年3月大学卒業後、平成28年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成31年4月までの間に採用された者に限っている。

3 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。

4 「\*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

# 第9表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

## その1 給与比較の対象職種

1 規模計

(2019年(平成31年) 職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)		
							円
事 務	支 店 長	3	55.6	531,282		531,282	・ 構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	*	*	*	*	*	
	短大卒						
	高校卒 中学卒	2	54.3	460,466		460,466	
工 場	工 場 長	6	51.6	691,008	1,893	689,115	・ 構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	3	52.2	800,355	3,703	796,652	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒 中学卒	2	49.8	525,894		525,894	
技 術	事 務 部 長	126	53.0	521,894	2,643	519,251	・ 2課以上又は構成員20 人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	87	52.5	559,741	1,922	557,819	
	短大卒	9	52.2	424,607	333	424,274	
	高校卒	26	54.9	445,174	6,194	438,980	
	中学卒	4	53.0	483,791		483,791	
	技 術 部 長	90	52.3	587,119	388	586,731	
	大学卒	50	52.1	644,258	283	643,975	
	短大卒 高校卒 中学卒	16 24	53.0 52.3	547,199 485,302	1,296	545,903 485,302	
関 係	事 務 部 次 長	38	52.3	579,722	4,055	575,667	・ 前記部長に事故等のある ときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専門 職 ・ 中間職(部長-課長間)
	大学卒	33	52.4	605,201	4,886	600,315	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	4	51.2	444,989		444,989	
	技 術 部 次 長	11	51.0	495,169		495,169	
	大学卒	6	52.1	495,167		495,167	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒 中学卒	4	50.6	491,461		491,461	
職 種	事 務 課 長	202	48.1	444,066	4,712	439,354	・ 2係以上又は構成員10 人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職
	大学卒	106	46.9	462,554	4,165	458,389	
	短大卒	20	48.2	429,902	3,703	426,199	
	高校卒	72	49.7	424,829	5,883	418,946	
	中学卒	4	50.1	368,813	2,831	365,982	
	技 術 課 長	229	49.5	516,829	4,679	512,150	
	大学卒	127	49.1	520,434	1,751	518,683	
	短大卒 高校卒 中学卒	39 60 3	50.9 49.9 40.7	585,109 456,488 417,250	142 15,988	584,967 440,500 417,250	

(注)「\*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
				きまって		(①-②)	
				支給する 給与 ①	うち時間 外手当②		
		人	歳	円	円	円	
事 務	事務課長代理	80	45.9	485,339	45,244	440,095	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前記課長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者</li> <li>・課長に直属し部下4人以上を有する者</li> <li>・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職</li> <li>・中間職（課長一係長間）</li> </ul>
	大学卒	45	44.6	493,695	51,030	442,665	
	短大卒	11	48.3	455,483	9,679	445,804	
	高校卒	24	47.1	482,633	49,475	433,158	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	技術課長代理	95	48.4	554,887	21,109	533,778	
	大学卒	63	47.6	573,754	19,032	554,722	
	短大卒	19	49.8	548,899	13,918	534,981	
	高校卒	13	50.5	456,594	45,340	411,254	
	中学卒						
	中学卒						
	技 術	事務係長	348	43.0	383,628	41,535	
大学卒		185	40.9	398,408	41,333	357,075	
短大卒		47	46.0	387,420	57,027	330,393	
高校卒		115	45.3	358,384	35,860	322,524	
中学卒		*	*	*	*	*	
技術係長		249	43.9	475,201	80,785	394,416	
大学卒		115	40.2	468,659	79,218	389,441	
短大卒		39	47.3	496,967	76,763	420,204	
高校卒		90	47.6	475,998	86,753	389,245	
中学卒		5	42.3	408,008	47,899	360,109	
中学卒							
関 係		事務主任	164	42.1	316,673	37,966	278,707
	大学卒	68	39.6	316,513	36,514	279,999	
	短大卒	19	41.6	277,935	21,920	256,015	
	高校卒	71	44.6	326,166	43,164	283,002	
	中学卒	6	38.7	323,656	39,710	283,946	
	技術主任	104	42.7	353,987	49,982	304,005	
	大学卒	53	40.4	368,402	59,633	308,769	
	短大卒	10	44.1	342,996	41,520	301,476	
	高校卒	41	45.3	337,263	39,053	298,210	
	中学卒						
	中学卒						
	職 種	事務係員	1,348	37.4	262,060	25,977	236,083
大学卒		481	33.4	291,275	34,754	256,521	
短大卒		230	38.6	237,221	19,209	218,012	
高校卒		611	40.2	248,246	21,858	226,388	
中学卒		26	33.5	247,007	12,895	234,112	
技術係員		1,104	37.8	326,058	51,876	274,182	
大学卒		415	35.2	338,347	55,674	284,673	
短大卒		191	36.5	308,194	51,294	256,900	
高校卒		487	40.0	324,653	49,775	274,878	
中学卒		11	37.6	270,910	28,610	242,300	
中学卒							

2 規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			対 応 級	
			きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	2	55.0	617,050		617,050	行政職9級
	大学卒	*	*	*	*	*	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	*	*	*	*	*	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	工 場 長	5	52.3	722,540	2,127	720,413	
	大学卒	3	52.2	800,355	3,703	796,652	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	*	*	*	*	*	
	中学卒	*	*	*	*	*	
技 術 関 係 職 種	事 務 部 長	51	52.7	597,445	3,063	594,382	同 上
	大学卒	45	52.2	616,438	364	616,074	
	短大卒	2	57.0	405,326		405,326	
	高校卒	4	55.4	533,925	37,162	496,763	
	中学卒						
	技 術 部 長	36	53.7	761,829	405	761,424	
	大学卒	28	53.8	779,799	500	779,299	
	短大卒	6	53.2	735,404		735,404	
	高校卒	2	52.4	516,905		516,905	
	中学卒						
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 部 次 長	22	51.2	623,085		623,085	同 上
	大学卒	22	51.2	623,085		623,085	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	*	*	*	*	*	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	技 術 部 次 長	3	46.8	515,908		515,908	
	大学卒	*	*	*	*	*	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	*	*	*	*	*	
	中学卒	*	*	*	*	*	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 課 長	93	47.7	489,155	1,801	487,354	行政職7級、8級
	大学卒	61	46.6	475,572	2,680	472,892	
	短大卒	7	48.3	531,698	78	531,620	
	高校卒	25	50.4	511,763	78	511,685	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	技 術 課 長	110	50.1	610,840	6,464	604,376	
	大学卒	62	49.6	610,449	340	610,109	
	短大卒	29	51.7	641,968		641,968	
	高校卒	19	48.9	544,052	47,638	496,414	
	中学卒						

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			対 応 級	
				きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)		
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	23	47.5	497,193	26,524	470,669	行政職5級、6級	
	大学卒	9	47.9	545,605	13,771	531,834		
	短大卒	4	49.5	489,269	140	489,129		
	高校卒	10	46.5	463,803	46,716	417,087		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長代理	78	49.2	585,472	16,604	568,868		
	大学卒	56	48.3	591,280	16,711	574,569		
	短大卒	16	50.6	575,398	4,927	570,471		
	高校卒	6	54.8	549,799	53,206	496,593		
	中学卒							
	事務係長	186	43.0	430,914	54,067	376,847		行政職3級、4級
	大学卒	112	40.9	431,387	49,736	381,651		
短大卒	23	45.2	442,599	76,898	365,701			
高校卒	51	46.8	424,611	53,500	371,111			
中学卒								
技術係長	143	43.7	528,305	99,883	428,422			
大学卒	70	38.5	510,252	94,153	416,099			
短大卒	26	48.4	542,951	89,292	453,659			
高校卒	47	49.1	548,231	116,710	431,521			
中学卒								
事務主任	77	43.3	358,994	53,521	305,473	行政職2級 (一部は3級、4級)		
大学卒	34	41.0	351,325	47,406	303,919			
短大卒	4	38.5	309,636	44,770	264,866			
高校卒	39	45.3	368,849	58,464	310,385			
中学卒								
技術主任	45	41.2	390,420	74,162	316,258			
大学卒	28	40.7	405,514	79,136	326,378			
短大卒	6	40.7	379,914	61,265	318,649			
高校卒	11	42.5	357,667	68,155	289,512			
中学卒								
事務係員	429	37.1	286,918	39,384	247,534		行政職1級	
大学卒	203	32.8	307,302	46,375	260,927			
短大卒	57	40.0	270,608	29,791	240,817			
高校卒	169	41.0	269,070	34,475	234,595			
中学卒								
技術係員	494	36.9	347,852	62,788	285,064			
大学卒	184	33.7	366,103	72,122	293,981			
短大卒	67	33.7	341,309	67,720	273,589			
高校卒	243	39.7	339,488	56,071	283,417			
中学卒								

3 規模100人以上500人未満（企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			対 応 級	
			きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	*	*	*	*	*	行政職7級、8級
	大学卒						
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒						
	中学卒						
	工 場 長	*	*	*	*	*	
	大学卒						
	短大卒	*	*	*	*	*	
高校卒							
中学卒							
事 務 部 長	52	53.7	488,070	2,533	485,537	同 上	
大学卒	27	52.9	525,708	4,827	520,881		
短大卒	3	50.4	417,081		417,081		
高校卒	18	55.6	443,781		443,781		
中学卒	4	53.0	483,791		483,791		
技 術 部 長	45	51.5	482,947	443	482,504		
大学卒	19	49.6	482,474		482,474		
短大卒	9	52.9	460,949	2,149	458,800		
高校卒	17	52.9	495,956		495,956		
中学卒							
事 務 部 次 長	13	53.8	557,446	9,230	548,216		
大学卒	10	54.7	597,497	12,281	585,216		
短大卒	3	51.0	436,258		436,258		
高校卒							
中学卒							
技 術 部 次 長	4	51.1	480,136		480,136		
大学卒	2	53.9	484,278		484,278		
短大卒	2	48.6	476,398		476,398		
高校卒							
中学卒							
事 務 課 長	79	48.7	411,485	8,801	402,684	行政職5級、6級	
大学卒	29	47.6	453,730	8,983	444,747		
短大卒	11	48.6	380,089	6,274	373,815		
高校卒	35	49.6	389,477	10,058	379,419		
中学卒	4	50.1	368,813	2,831	365,982		
技 術 課 長	100	49.5	423,810	152	423,658		
大学卒	53	49.2	428,829		428,829		
短大卒	8	47.2	375,289		375,289		
高校卒	36	51.1	427,129	443	426,686		
中学卒	3	40.7	417,250		417,250		

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			対 応 級
				きまっ て 支給す る 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 37	歳 45.9	円 521,449	円 72,828	円 448,621	行政職4級
	大学卒	23	44.9	528,418	82,649	445,769	
	短大卒	2	47.3	455,918	51,310	404,608	
	高校卒	12	47.7	517,355	56,846	460,509	
	中学卒						
	技術課長代理	15	44.2	378,788	50,141	328,647	
	大学卒	5	38.6	367,039	56,314	310,725	行政職3級
	短大卒	3	44.9	391,031	67,480	323,551	
	高校卒	7	47.0	379,986	38,875	341,111	
	中学卒						
	事務係長	118	43.8	317,702	24,416	293,286	
	大学卒	52	41.3	331,494	26,109	305,385	
短大卒	22	46.9	325,481	33,319	292,162	行政職2級 (一部は3級)	
高校卒	43	45.2	297,121	18,454	278,667		
中学卒	*	*	*	*	*		
技術係長	75	44.8	357,327	37,555	319,772		
大学卒	28	45.2	373,980	38,533	335,447		
短大卒	12	42.2	328,690	34,423	294,267		
高校卒	31	45.7	343,552	36,281	307,271	行政職1級	
中学卒	4	43.5	424,741	49,057	375,684		
事務主任	64	42.2	285,271	28,183	257,088		
大学卒	27	39.5	295,205	31,939	263,266		
短大卒	9	47.0	267,979	11,969	256,010		
高校卒	22	44.5	271,012	27,440	243,572		
中学卒	6	38.7	323,656	39,710	283,946	行政職1級	
技術主任	48	44.2	327,328	30,632	296,696		
大学卒	17	40.1	330,669	39,316	291,353		
短大卒	3	49.3	287,323	11,489	275,834		
高校卒	28	46.3	329,515	26,973	302,542		
中学卒							
事務係員	712	38.3	250,147	18,982	231,165	行政職1級	
大学卒	173	34.8	288,826	29,170	259,656		
短大卒	144	39.0	227,230	15,724	211,506		
高校卒	371	40.0	240,515	15,718	224,797		
中学卒	24	32.8	240,847	10,978	229,869		
技術係員	490	40.6	289,293	32,353	256,940		
大学卒	175	38.4	302,766	30,534	272,232	行政職1級	
短大卒	107	42.2	265,076	29,699	235,377		
高校卒	197	41.8	290,152	35,411	254,741		
中学卒	11	37.6	270,910	28,610	242,300		

4 規模100人未満（企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			対 応 級	
			きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)		
							円
事 務	支 店 長	人	歳				行政職6級、7級
	大学卒						
	短大卒						
	高校卒						
	中学卒						
	工 場 長						
技 術 ・ 関 係 職 種	事 務 部 長	23	52.0	450,557	2,043	448,514	同 上
	大学卒	15	52.9	472,559	233	472,326	
	短大卒	4	50.3	445,533	875	444,658	
	高校卒	4	50.8	373,075	10,000	363,075	
	中学卒						
	技 術 部 長	9	50.9	399,822		399,822	
	大学卒	3	51.0	359,644		359,644	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	5	50.4	435,090		435,090	
	中学卒						
	事 務 部 次 長	3	50.3	464,488		464,488	
	大学卒	*	*	*	*	*	
短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	*	*	*	*	*		
中学卒							
技 術 部 次 長	4	53.8	496,160		496,160		
大学卒	3	52.0	471,578		471,578		
短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	*	*	*	*	*		
中学卒							
事 務 課 長	30	47.6	398,528	1,889	396,639	行政職5級	
大学卒	16	46.8	430,457		430,457		
短大卒	2	46.0	401,768		401,768		
高校卒	12	48.9	355,417	4,723	350,694		
中学卒							
技 術 課 長	19	45.2	367,182	18,195	348,987		
大学卒	12	44.8	378,232	20,430	357,802		
短大卒	2	50.5	324,086	3,665	320,421		
高校卒	5	43.8	357,899	18,642	339,257		
中学卒							

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			対 応 級
				きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	20	43.7	385,331	3,034	382,297	行政職4級
	大学卒	13	41.8	379,720	3,321	376,399	
	短大卒	5	47.6	424,405		424,405	
	高校卒	2	46.0	324,114	8,750	315,364	
	中学卒						
	技術課長代理	2	42.0	358,074	24,264	333,810	
	大学卒	2	42.0	358,074	24,264	333,810	
	事務係長	44	41.1	348,261	31,146	317,115	行政職3級
	大学卒	21	40.4	375,282	30,635	344,647	
	短大卒	2	46.0	414,031	83,130	330,901	
高校卒	21	41.3	314,976	26,706	288,270		
中学卒							
技術係長	31	43.3	375,381	46,985	328,396		
大学卒	17	42.5	353,913	49,716	304,197		
短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	12	44.3	409,284	47,371	361,913		
中学卒	*	*	*	*	*		
事務主任	23	37.7	263,657	13,211	250,446	行政職2級 (一部は3級)	
大学卒	7	34.1	257,181	8,926	248,255		
短大卒	6	35.2	271,290	21,624	249,666		
高校卒	10	41.8	263,609	11,162	252,447		
中学卒							
技術主任	11	42.3	312,727	30,593	282,134		
大学卒	8	39.9	313,164	31,814	281,350		
短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	2	48.5	323,301	34,510	288,791		
中学卒							
事務係員	207	34.6	247,563	20,359	227,204	行政職1級	
大学卒	105	32.1	262,847	20,862	241,985		
短大卒	29	33.3	215,598	14,137	201,461		
高校卒	71	39.4	232,055	21,713	210,342		
中学卒	2	40.8	313,706	33,654	280,052		
技術係員	120	33.9	270,823	30,069	240,754		
大学卒	56	33.9	276,875	36,291	240,584		
短大卒	17	31.0	226,311	12,016	214,295		
高校卒	47	35.1	283,038	30,507	252,531		
中学卒							

その2 給与比較の対象外職種  
規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与 ①	うち時間 外手当②	(①-②)	
技能・ 労務 関係 職種 電 話 交 換 手 自家用乗用自動車運転手 衛 生 員 用 務 員	9	52.8	416,501	91,009	325,492	・業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務 に従事している者を除く。 ・電話交換手については、見 習、外国語の電話交換手を 除く。
教育 関係 職種 大 学 学 部 長 大 学 教 授 大 学 助 教 授 大 学 講 師 大 学 助 教 大 学 助 手 高 等 学 校 校 長 高 等 学 校 教 頭 高 等 学 校 教 諭	6	60.0	426,645		426,645	
	3	52.3	365,710		365,710	
	*	*	*	*	*	
	26	46.7	327,275	28,789	298,486	
研究 関係 職種 研 究 所 長 研究部(課)長 研究室(係)長 主任 研究員 研 究 員 研 究 補 助 員	8	51.3	746,848		746,848	・構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) ・2室(係)以上又は構成員7 人以上の部(課)の長 ・構成員3人以上の室(係)の長
	2	45.5	647,619		647,619	
	31	43.8	587,336	33,205	554,131	・下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する者、 上記研究部(課)長及び研究室 (係)長を除く。)
	16	38.5	432,296	29,663	402,633	
	12	45.0	201,222	17,780	183,442	
医 療 関 係 職 種 病 院 長 副 院 長 医 科 長 医 師 歯 科 医 師 薬 局 長 薬 剤 師 診療放射線技師 臨床検査技師 栄 養 士 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 総 看 護 師 長 看 護 師 長 看 護 師 准 看 護 師	*	*	*	*	*	・部下に医師又は歯科医師5 人以上 ・上記院長に事故等のある ときの職務代行者 ・部下に医師又は歯科医師1 人以上
	3	56.7	1,766,337	396,634	1,396,703	
	9	52.8	1,502,054	181,905	1,320,149	
	*	*	*	*	*	
	2	48.5	408,084	39,069	369,015	・部下に薬剤師2人以上
	22	35.2	315,447	21,694	293,753	
	17	34.6	310,826	56,826	254,000	
	21	37.6	297,058	47,440	249,618	
	20	37.2	261,639	22,715	238,924	
	47	36.1	291,409	12,608	278,801	
	46	34.5	276,523	13,158	263,365	
	4	56.8	434,294		434,294	・部下に看護師長5人以上
	30	50.8	413,095	31,171	381,924	・部下に看護師又は准看護師 5人以上
	169	39.7	327,115	47,659	279,456	

第10表 民間における初任給の改定状況

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増額	据置き	減額	
		%	%	%	%	%
大学 卒	規模計	30.3	(20.6)	(79.4)	(0.0)	69.7
	500人以上	37.9	(34.9)	(65.1)	(0.0)	62.1
	100人以上500人未満	27.9	(11.9)	(88.1)	(0.0)	72.1
	50人以上100人未満	28.6	(22.7)	(77.3)	(0.0)	71.4
高校 卒	規模計	36.3	(34.8)	(65.2)	(0.0)	63.7
	500人以上	30.3	(34.5)	(65.5)	(0.0)	69.7
	100人以上500人未満	38.9	(37.8)	(62.2)	(0.0)	61.1
	50人以上100人未満	35.7	(27.3)	(72.7)	(0.0)	64.3

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 ( ) 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第11表 民間における定期昇給制度の状況

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目 企業規模	定期昇給 制度あり	定期昇給制度あり			定期昇給 制度なし
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
		%	%	%	%	%
係 員	規模計	88.3	40.2	65.0	36.5	11.7
	500人以上	100.0	49.5	85.0	47.1	0.0
	100人以上500人未満	82.1	46.0	69.7	43.9	17.9
	50人以上100人未満	90.3	39.2	67.9	28.5	9.7
課 長 級	規模計	81.9	36.2	58.0	34.6	18.1
	500人以上	88.8	46.5	86.5	49.2	11.2
	100人以上500人未満	76.6	46.2	64.3	44.4	23.4
	50人以上100人未満	87.1	36.9	66.8	29.5	12.9

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

## 第12表 民間における家族手当の支給状況

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		86.0%
配偶者に家族手当を支給する		(93.0%)
子に家族手当を支給する		(99.2%)
家族手当制度がない		14.0%
扶養家族の 構成別支給月額	配偶者	12,423円
	配偶者と子1人	17,274円
	配偶者と子2人	22,052円

- (注) 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。  
 2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

## 第13表 民間における住宅手当の支給状況

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

支給の有無	事業所割合
支給する	61.1%
支給しない	38.9%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	26,000円以上 27,000円未満

備考 県職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第14表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査)

項目 企業規模	部長級 (非役員)		課長級		係員級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	% 55.2	% 44.8	% 56.1	% 43.9	% 59.5	% 40.5
500人以上	51.0	49.0	53.9	46.1	68.8	31.2
100人以上 500人未満	52.9	47.1	53.8	46.2	54.3	45.7
50人以上 100人未満	65.0	35.0	65.2	34.8	63.3	36.7

### 3 生計費及び労働経済関係資料

平成31年4月の標準生計費算定方法

県民の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省統計局）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

- 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費…食料

住居関係費…住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費…被服及び履物

雑費Ⅰ…保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ…その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

- 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における平成31年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）の結果に基づいて算定した1人世帯の費目別標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する宮崎市の費目別平均支出金額の割合を乗じて算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成30年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国）のうち、就業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第15表 宮崎市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成31年4月）

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	24,090	37,996	47,041	56,087	65,132
住居関係費	43,791	35,133	37,835	40,542	43,244
被服・履物費	1,713	4,894	5,438	5,982	6,526
雑費Ⅰ	23,547	20,902	35,514	50,116	64,728
雑費Ⅱ	7,671	18,040	21,912	25,784	29,661
計	100,813	116,966	147,741	178,511	209,292

第16表 労働経済指標

項目 年度・年月	① 常用雇用 指 数  〔 調 査 産 業 計 〕	② 有効求人 倍 率  〔 季 節 調 整 値 〕	③ 完 全 失 業 率  〔 季 節 調 整 値 〕	④ 総実労働 時 間 数  (調査産業計)		⑤ 所定外労働 時 間 数  (調査産業計)	
	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(%)	全 国	宮 崎	全 国	宮 崎
				(時 間)	(時 間)	(時 間)	(時 間)
平成29年度	1.3	1.54	2.7	147.8	150.2	12.6	12.0
平成30年度	0.5	1.62	2.4	146.8	149.0	12.5	11.0
平成30年4月	0.5	1.60	2.5	150.8	153.9	13.0	12.2
5月	0.6	1.61	2.3	146.5	148.0	12.4	10.8
6月	0.5	1.61	2.5	152.5	152.2	12.4	10.3
7月	0.2	1.62	2.5	150.8	150.6	12.4	10.4
8月	0.3	1.63	2.4	145.9	146.0	11.8	10.2
9月	0.1	1.63	2.4	143.3	148.3	12.2	10.5
10月	0.1	1.62	2.4	150.2	150.5	12.9	10.4
11月	0.1	1.63	2.5	153.6	155.2	13.1	10.7
12月	0.1	1.63	2.4	145.9	147.7	12.8	11.5
平成31年1月	1.3	1.63	2.5	136.6	140.9	12.1	10.2
2月	1.2	1.63	2.3	142.1	147.6	12.5	10.8
3月	1.1	1.63	2.5	144.1	148.9	12.8	11.0
4月	1.1	1.63	2.4	148.7	154.5	13.1	11.6
資料出所	厚生労働省		総務省 統計局	厚生 労働省	県統計 調査課	厚生 労働省	県統計 調査課

(注) 1 ①、⑦、⑧は平成27年基準である。  
 2 ①、④、⑤は事業所規模30人以上の数値である。  
 3 ④、⑤の平成29年度、30年度の欄は、それぞれ平成29暦年、30暦年の数値である。

⑥ 消費支出 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)				⑦ 消費者物価指数		⑧ 国内企業物価指数
全 国		宮 崎 市		全 国	宮 崎 市	
(千 円)	前年度比 前年同月比 (%)	(千 円)	前年度比 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
313.0	1.2	297.7	△ 5.8	0.7	0.7	2.7
318.3	1.7	277.0	△ 7.0	0.7	0.3	2.2
335.0	1.5	368.9	14.7	0.6	0.1	2.2
312.4	△0.9	275.1	△ 6.4	0.7	0.0	2.7
292.0	△1.6	227.5	△17.4	0.7	△0.1	2.8
310.0	0.4	235.0	△21.8	0.9	0.5	3.1
319.9	6.1	310.5	17.0	1.3	0.8	3.1
302.7	2.5	228.0	△27.7	1.2	0.7	3.0
315.4	0.5	264.5	△15.6	1.4	1.1	3.0
303.5	0.8	266.3	4.7	0.8	0.4	2.3
351.0	△0.3	313.1	△ 5.2	0.3	△0.2	1.4
325.8	2.6	310.0	10.8	0.2	△0.1	0.6
302.8	4.7	268.3	5.4	0.2	△0.1	0.9
348.9	4.2	256.6	△30.2	0.5	0.4	1.3
337.2	0.7	278.8	△24.4	0.9	0.8	1.2
総務省統計局					県統計調査課	日本銀行